

北海道教育大学における不祥事防止策について

— 快適なキャンパスライフの中にも凜とした雰囲気づくりを —

(報 告)

平成22年3月30日

北海道教育大学における

倫理・人権教育の在り方等に関する有識者会議

目 次

はじめに	1
◆ 北海道教育大学への5つの提言	
— 快適なキャンパスライフの中にも凜とした雰囲気づくりを —	3
◆ 主な検討事項に即した意見の要点	
I. 最近の不祥事案の背景・原因等	
1. 学生の不祥事案の背景・原因等の分析	5
2. 教員の不祥事案の背景・原因等の分析	6
II. 再発防止策	
1. 学生の不祥事再発防止策	
(1) 倫理・人権教育の充実	7
(2) 指導方法等の工夫	7
2. 教職員の不祥事再発防止策	
(1) 求められる職業倫理等	8
(2) 研修体制等の在り方	8
III. 危機管理体制、相談体制等の在り方	
1. 危機管理体制の充実方策	
(1) 事件・事故の対応マニュアルの作成	9
(2) 報道機関等との対応	9
(3) 学生の懲戒に関する基準等の在り方	9
2. 相談体制の充実方策	10
IV. 不祥事を起こした学生の教員免許取得の取扱い	11
◆ 有識者会議委員からのメッセージ	13
[資料編]	
○ 北海道教育大学における倫理・人権教育の在り方等に関する 有識者会議検討経緯	21
○ 北海道教育大学における倫理・人権教育の在り方等に関する 有識者会議委員名簿	29
○ 主な会議資料	31

はじめに

平成21年、北海道教育大学札幌校及び旭川校では、複数の学生が不祥事を起こし、警察沙汰になった上、退学あるいは無期停学の処分を受けた。さらに複数の教員が、セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントで懲戒解雇処分を受けた。このうち、アカデミック・ハラスメントに関しては、教員側が処分を不服とし、現在係争中である。

このような学生の犯罪や、教員によるハラスメントなどの多発に、大学側は大きな危機感を抱き、これら事件を公表し社会に謝罪するとともに、外部からの意見を聞き、その内容を踏まえて対応策を検討し、再発防止に備えることを決定した。

そして「北海道教育大学における倫理・人権教育の在り方等に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）」が設置され、平成21年9月7日に第一回の会議が開催された。有識者会議は学外の教育、法曹、PTA、マスコミなどの分野からの委員6名及びオブザーバー1名（警察）で構成され、平成22年3月までの間に6回開催された。

本報告書は、この会議の記録である。冒頭に、本会議として特に大学側に取り組んで頂きたい内容を5つの提言としてまとめた。その提言に至る議論、資料等に加え、さらに、各委員からの大学側へのメッセージを盛り込んだ。これらの提言が今後の大学運営や学生への教育に役立つことを心から願うとともに、多くの識者から足らざるを補って頂き北海道教育大学の将来に資するものになれば幸いである。

この報告書を取りまとめるにあたり、若干補足しておきたいことがある。北海道教育大学は、主として将来子供たちの教育にあたる人材を養成する教育機関であり、北海道はもとより日本の将来を支える極めて重要な大学である。そして大多数の教職員、学生は社会の要請に応え日夜研鑽に励んでいる。今回の事件は、大学にとって不幸な出来事であったが、全構成員の協力によって、このマイナスをプラスに転じることを願っている。

その第一歩は、本間謙二学長の言われる「大学の可視化」、つまり、大学が何をやっているのか、何を目指しているのかを社会に見えるようにし、大学の説明責任を果たそうとする、その具体化であろう。今回の有識者会議も、大学の可視化の一つのステップであると理解しており、われわれもその点に心して議論を進めたつもりである。すなわち、事件の原因はどういうところにあるのか、大学の対応はどうだったのか、事件後の学生への指導はどうであったのか等々、論点を定めて議論を進め、その骨子は常に公表してきた。委員の方々からもそれぞれの立場から貴重なご意見を伺うことができた。

また、教職員各位へのお願いとして、学生に接するにあたり「教育者としての誇り」と、「人間に対する優しい眼差し」をもたせることを忘れないで頂きたい。この二つが体に染み込んでいけば道を誤ることはないと思っているからである。

終わりに、6回の会議にご出席頂き、真摯に建設的な意見を述べて頂いた委員各位に厚く御礼を申し上げます。

平成22年3月

「北海道教育大学における倫理・人権教育の在り方等に関する有識者会議」
委員（座長） 山田家正

北海道教育大学への5つの提言
— 快適なキャンパスライフの中にも凛とした雰囲気づくりを —

1 北海道教育大学には、高い倫理観・人権意識が求められていることを、学生・教職員全員が十分認識すること

(具体的な取組)

- オリエンテーション等あらゆる機会を通じて、このことを徹底すること。
- 法令違反等の不祥事に対しては、厳しい対応をもって当たること。
- 学生の懲戒事案に関する全学的な審議機関の設置及びガイドラインの制定を行うこと。
- セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等の防止を含め、服務規律の確保の徹底について、教職員に繰り返し注意喚起を行うこと。
- セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等防止に関する研修の受講を義務付けるとともに、具体的事例を活用するなど、研修内容の充実を図ること。
- 教職員全員の自己点検を実施すること。特に教員については、次のことが求められる。
 - ・教育者としての倫理観を、今一度自覚すること。
 - ・教員は学生に対して常に優越的な立場にあるということを十分自覚すること。

2 倫理観・人権、法令遵守の意識を高める科目の必修化

(具体的な取組)

- 倫理観・人権、法令遵守の意識を高める科目を5キャンパス(札幌、旭川、釧路、函館及び岩見沢の5キャンパス) 共通科目として設け、必修化すること。
- 具体的な事例や新聞などを活用した演習中心の授業を行うなど、自分のこととして考えさせ、心に響く指導方法を導入すること。

3 きめ細かな指導体制・相談体制の確立

(具体的な取組)

- 他キャンパスの事例を含め、学生にストレートに語りかける事例中心の特別講義などを継続的に実施すること。
- 教員は学生ともっと向き合い、学生の学習相談等を行う「アカデミック・

アドバイザー（担任）制」の充実を図る必要がある。特に1年次学生には、担任制による指導体制が不可欠である。

- 「学生なんでも相談室」の存在及び活用について、学生への周知徹底を図るとともに、相談室だけでなく、問題行動等の兆候を学生や教職員が気付くように多重的な仕組みを作ること。
- 社会性を涵養するため、学校でのボランティア活動など教育大学に相応しい体験活動を推進すること。
- サークル活動の在り方についての指導の充実を図るとともに、顧問教員は学生とのコミュニケーションを密にし、学生や活動の実態を把握すること。

4 不祥事を起こした学生に対する教員免許取得の可否の検討

（具体的な取組）

- 学生が不祥事を起こした場合、教員免許を取得できない場合があることを、大学案内・学生便覧、オリエンテーション等で入学志願者・在学生等に対し十分に周知すること。
- 不祥事を起こした学生が、教師となる資質・適格性を有しているかを判断する二重・三重の仕組みを構築する必要がある。その際に、教師としての適格性がないと判断された学生に対し、教職以外の道を選択させて卒業できる道も備えておく必要がある。
- わいせつ事件等の悪質な不祥事を起こした学生の場合は、教育実習等の履修を原則認めない。

5 全キャンパスの共通認識と危機管理の徹底

（具体的な取組）

- 全キャンパスが不祥事防止のための共通認識をもつとともに、不祥事等が発生した場合には、素早く学長・理事等大学本部に伝え、速やかに対応できる体制を整えること。
- 実効性のある危機管理マニュアルを策定すること。

I. 最近の不祥事案の背景・原因等

1. 学生の不祥事案の背景・原因等の分析

平成21年に起こった学生の不祥事案（5件）のうち、学生が逮捕された3つの事案について、事件の背景・原因等について分析を行った。

《事案の概要》

① 札幌校の事案

- ・平成21年3月、教員養成課程4年学生ら3名（内1名は専門学校生）が、未成年女性への強制わいせつの疑いで札幌北警察署に逮捕される。
- ・学生らは所属するサークルの仲間等で飲み会の後カラオケ店に行き、そこで知り合った未成年女性を翌日夜に学生のマンションに誘い酒を飲んだ。
- ・そこで、学生らは未成年女性にわいせつ行為をした。
- ・大学は、逮捕学生2名を退学処分、関与学生2名を無期停学処分とした。

② 旭川校の事案

《事案1》

- ・平成21年2月、地域環境教育課程4年学生が札幌手稲警察署に、住居侵入の疑いで逮捕される。
- ・学生は、札幌市内にある知人女性宅に侵入した。
- ・その後の取り調べで、携帯電話も盗んでいることが判った。
- ・大学は、当該学生を退学処分とした。

《事案2》

- ・平成21年6月、教員養成課程2年学生が旭川中央警察署に、住居侵入の疑いで逮捕される。
- ・学生は、旭川市内にあるアパートの女子高校生の部屋に侵入した。
- ・その後の取り調べで、女子高校生の私物等も盗んでいることが判った。
- ・大学は、当該学生を退学処分とした。

《背景・原因等の分析》

- 今回の事案は、私生活の乱れや、規範意識の欠如等の要因が重なって引き起こされた事案である。
- 旭川校の事案は、個人で起こした事案であるが、札幌校の事案は、サークル活動の仲間が、飲み会を介して集団でわいせつな行為に及んだ事案であり、これを止めようとする学生がいなかったことが大きな問題である。
- 学生の私生活の乱れや規範意識の欠如等について、大学側の認識が不十分であった。

- 倫理観や人権意識、法令遵守等の必要性を指導する講義が不十分であった。
- サークル活動において、顧問がサークルの雰囲気や学生の活動実態を十分把握していなかった。

2. 教員の不祥事案の背景・原因等の分析

平成21年に懲戒処分を行った教員に係る2件のハラスメント事案について、事件の背景・原因等について分析を行った。

《事案の概要》

① セクシュアル・ハラスメント事案

- ・准教授1名は、平成17年10月から平成20年9月までの間に、卒論指導を担当した女子学生3人に対し、研究室などで身体への接触、性的内容の電子メールを送る等のセクシュアル・ハラスメント行為を繰り返した。
- ・大学は、当該准教授を懲戒解雇処分とした。

② アカデミック・ハラスメント事案

- ・准教授3人は、平成18年から、それぞれのゼミで指導する学生を、自分たちの研究に利用するために、過大な課題を強制し長時間拘束するなどして不当な学生指導を行って学生の勉学を阻害するなどした。
- ・その結果、心身の調子を崩す学生を続発させ、2名の学生を不登校に至らしめた。
- ・大学は、当該准教授3人を論旨解雇処分としたが、同人らがこれに応じなかったため、懲戒解雇処分とした。

注) ②の「アカデミック・ハラスメント事案」については、現在、解雇の無効確認などを求めた訴訟が係争中です。したがって、上記の事案の概要は、北海道教育大学が認定した事実関係に基づいて記載しています。

《背景・原因等の分析》

- 教員は学生に対して常に優越的な立場にあり、対等な関係だと拒否できることであっても、支配従属関係にあるから拒否できない。そこからセクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントに発展していく場合があると一般的に指摘されていることである。

上記の2つの事案についても、教員がその優越的地位を十分自覚することなく、これを利用して行った側面が認められる。

- 大学特有の研究室の密室性にも一因があると考えられる。
- 大学では、人権侵害を防止するための規則等は整備されているが、それが十分に機能していなかった。

Ⅱ. 再発防止策

1. 学生の不祥事再発防止策

再発防止策として重要なことは、人としての基本的な倫理観を涵養することである。特に、無垢で無抵抗な子どもを教える立場にある教師を目指す学生には、より高い倫理観が求められる。そのためには、様々な機会を捉えて繰り返し指導することが必要である。

(1) 倫理・人権教育の充実

- 倫理観や社会規範の遵守について、学生一人一人が自分のこととして考えることが大切であり、こうしたことを学ぶ科目を5キャンパス共通に設ける必要がある。
 - ☞ 現在開講している倫理、人権等の科目は、子ども達に教授するための内容の科目である。また、5キャンパス毎にカリキュラムに相違がある。
- 教師になる心構えをもたせる趣旨で開設された科目「教職論」の内容を充実させる必要がある。
- 北海道教育大学の学生としての誇りをもたせるための自校教育的なことも必要である。
- 行動規範として、今の社会で発生している法律問題を教授することも必要である。

(2) 指導方法等の工夫

- 教職員一人一人が、凜としたキャンパス環境を作るという意識をもつことが必要である。
- 指導にあたっては、単なる知識の教授だけではなく、具体的な事例などを通じて実感の伴う、心に響く指導が必要である。例えば、新聞は様々な犯罪を報道しており、第一歩として「何が犯罪で、何をしてはいけないのか、罪を犯したらどうなるか」などを具体的に学習できる良い教材になる。
- 今回の事件を受けて実施した特別講義のような取り組みを、今後も繰り返し実施することが必要である。
- 学生の履修相談や修学指導等を行う「アカデミック・アドバイザー制」が一部形式的になっている面が見受けられるので、学生ともっと向き合い、学生と教員とのコミュニケーションを密にするなど「アカデミック・アドバイザー制」が有効に機能するよう取り組むことが必要である。特に1年次学生には、担任制による指導体制が不可欠である。
 - ☞ 北海道教育大学の「アカデミック・アドバイザー（指導教員）」は、学生の所属する専攻・コースの教員が務め、1年生から4年生に亘って卒業まで継続的に指導する制度である。アカデミック・アドバイザーの役割は、①修学に関する指導助言 ②成績不振者の指導 ③適切な窓口への取り次ぎ及び緊急時の対応 などである。
- サークル活動においては、顧問が、学生とのコミュニケーションを密にし、

学生の活動を十分把握しておく必要がある。

- 様々なボランティア活動に参加することは、社会性や奉仕の精神を涵養するために有意義であり、学生が積極的にボランティア活動に参加できるよう、大学として取り組む必要がある。

2. 教職員の不祥事再発防止策

(1) 求められる職業倫理等

- 教育者としての倫理観を、今一度自覚することが必要である。
- 教員は、教員と学生が基本的に支配従属関係にあることを常に認識するとともに、学生に対して優越的な立場にあるということを十分自覚し、学生の意思を抑圧することのないよう配慮する必要がある。
- 教員には学生に対する安全配慮義務があるなど、教員の学生に対する最低限の注意義務について整理する必要がある。

(2) 研修体制等の在り方

- ハラスメント防止に関する研修の定期的な開催に加え、研修の受講を義務付けるなど、教職員に対する研修の徹底が必要である。
- 効果的な研修には、次のような工夫が必要である。
 - ・ 過去に起きた不祥事事例を研修の事例としてとりあげ、全キャンパスの教職員に考えさせることも効果的である。
 - ・ 例えば、学生のために良いと思って行った指導が、学生の側からは逆にハラスメントと受け取られるような可能性のある限界事例等、だれもが陥りやすい事例を含める。
- 研修以外に、次のような取り組みが必要である。
 - ・ 具体例に即したハンドブック的なものを全教職員に配布し、啓発を図る。
 - ・ 自己点検シートを全教職員に配布し、自己点検させる。
 - ☞ 点検結果を回収するなど、確実に全教職員に行わせる工夫をする。自己点検の結果を分析し、不祥事を未然に防ぐための必要な措置を講じることも考えられる。
 - ・ 服務規律の確保等の文書についても過去の不祥事事案の概要を添付する等工夫し、繰り返し注意喚起を行う。
- 次のような相互に監視する目が必要である。
 - ・ 学生による授業評価やハラスメントに関する学生アンケートを繰り返し実施する。
 - ・ 研究室などで学生と一対一になる場合は、ドアを開放する。

Ⅲ. 危機管理体制、相談体制等の在り方

危機管理体制、相談体制等の在り方について、以下のことに取り組むことが求められる。特に、5キャンパスが不祥事防止のための共通認識をもち、不祥事等が発生した場合には、素早く学長・理事等大学本部に伝え、速やかに対応できる体制を構築することが必要である。

1. 危機管理体制の充実方策

(1) 事件・事故の対応マニュアルの作成

- 具体的な事例を設定し、事態に応じた対応体制を示すなど、北海道教育大学に即した実効性のあるマニュアルを作ることが必要である。

(2) 報道機関等との対応

- 報道機関等には、正確な情報を伝えることが大事であり、そのためには、次のことに留意することが必要である。
 - ・大学の窓口を一本化する。
 - ・問い合わせに何時でも応じられるような体制をとる。
 - ・事実関係については、その段階で把握している事実を明確に伝え曖昧にしない。

(3) 学生の懲戒に関する基準等の在り方

- 法令の範囲内で、教育大学という特質に応じた懲戒処分の厳しい基準が求められる。
- 現在、学生の懲戒処分は各校で審議しているが、処分内容に各校で差がでてくるのは好ましくなく、全学的な審議機関を早めに設置する必要がある。
- 懲戒処分決定までは慎重な手続きのため、いくつかのプロセスが必要であることは理解できるが、学生を不安な状況に長期間留めておくことは好ましくないので、迅速な決定が求められる。
- 無期停学は期間の定めがないが、停学期間中の指導に当たっては、1年を超えるような長期に及ぶ指導は好ましくないことから、期限を設定した指導プログラムを作るべきであり、さらに、その期限内に目標が達成されない場合は、当該学生の進路変更を勧めることも必要である。

[北海道教育大学における懲戒処分の取扱い等の現状]

- 学生の懲戒については、学校教育法第 11 条が根拠法令となり、退学、停学及び訓告の処分が学校教育法施行規則で示されている。これらの法令を受けて北海道教育大学では学則第 56 条で懲戒について定めている。
- 学生の身分に関する事項は、学校教育法施行規則に「教授会」の審議事項と定められていることから、懲戒処分の審議は、各校に置かれている教授会で行っている。ただし、「退学」については、各校の教授会のほか、全学組織の「教育研究評議会」で審議される。これは、学生の身分を失わせる「退学」については、より慎重な審議が必要であるということによる。
- 各校の教授会で審議していることから、処分内容に差が出る場合がある、ということが課題となっている。現在、新たな全学組織として「学生懲戒審査委員会（仮称）」を設置し、各校の教授会で審議する前に、懲戒の要否、懲戒処分内容を全学的な見地から審議し、原案を作成することを検討している。

2. 相談体制の充実方策

- 「学生なんでも相談室」の存在及び活用について、学生に十分浸透されていない。周知の工夫が必要である。
 - ☞ 「学生なんでも相談室」は、学生のあらゆる相談に対応する窓口である。修学相談、生活相談、課外活動相談、進路相談、健康相談、ハラスメント相談等幅広い内容の相談に応ずることとなっており、各キャンパスに設置されている。
- 相談室にも限界があるので、問題行動に気付かせる機能を大学が多重的に作る必要がある。例えば、アカデミック・アドバイザー制の充実や学生担当部署の機能の工夫を図る、ハラスメントに関する学生アンケートや学生による授業評価を繰り返し実施することなどが考えられる。

IV. 不祥事を起こした学生の教員免許取得の取扱い

不祥事を起こした学生の教員免許取得について、次のような視点から検討することが求められる。

- 学生が不祥事を起こした場合、教員免許を取得できない場合があることを、大学案内・学生便覧、オリエンテーション等で入学志願者・在学生等に対し十分に周知しておく必要がある。
- 不祥事を起こした学生が、教師となる資質・適格性を有しているかを判断する仕組みとして、次のような体制を構築する必要がある。その際に、教師としての適格性がないと判断された学生に対し、教職以外の道を選択させて卒業できる道も備えておく必要がある。
 - ・「教育実習」の履修時に、教師としての資質・適格性があるかどうかを確認する体制。
 - ・「教職実践演習」において、教師としての資質能力があるかどうかを確認する体制。
 - ☞ 「教職実践演習」は、教師としての資質能力を最終的に確認する科目として、平成22年度入学生から実施される教員免許取得に必要な必修科目であり、北海道教育大学では、4年生の後期に2単位開講される。
- 不祥事を起こした学生の中でも、痴漢などのわいせつ行為を起こした学生が、教育実習で子ども達を指導することに対する親や市民の感情を考えると、わいせつ事件等の悪質な不祥事の場合、教育実習等の履修を原則認めない。

[教員免許取得の概要]

- 教員採用までの流れ
 - ・大学で教員免許に必要な単位を取得し、教育委員会に免許状交付を申請
 - ・教育委員会は教育免許法上定めた単位を取得したかについて審査後、免許状を交付
 - ・公立学校の教員の場合、都道府県で実施される教員採用試験を受験
 - ・教員採用試験に合格した学生は名簿に登録され教員採用
- 北海道教育大学教員養成課程の状況
 - ・教員養成課程所属の学生は教員免許に必要な単位の取得が卒業の条件
 - ・病気や適性上教師に向いていないと本人が自覚し、教員は目指さないが卒業だけを希望する学生に対し、教育実習を免除し、代替科目の履修を認める特例措置を定めている。この制度は学生の救済措置として定めたものである。

昨今、北海道教育大学のみならず、他の業種・業界においても不祥事案の発生が後を絶たず、各企業・団体等においてその再発防止を図るための努力が行われていることはよく耳に致します。

私も、仕事上、再発防止の検討等に関わることがありますが、北海道教育大学において平成21年度に発生した各事案も、非常に重い言語道断ともいべき事案であり、その再発は何としても防止しなければならないという思いで今回の会議に参加させて頂きました。厳しい意見も申し上げましたが、それは、北海道教育大学に対して大きな期待を持っているからにはほかなりません。単に不祥事の防止に止まらず、これを契機に、次の時代を担う人材を育てる教育者等を輩出する大学としての責任を自覚し、より信頼される大学へと躍進され、この大学を卒業した学生が教育者として、あるいは芸術、文化、地域のリーダーとして、北海道の子ども達に大きな希望を与える存在になって頂きたい、教職員の方々には、そのような存在を一人でも多く育てて頂きたいという期待です。

我々は、大人になってから、いかに先生の存在が大きなものであったかを知ることがあります。また、子どもを持ち、子どもが成長するにつれ、子どもが先生から多大な影響を受けて育つ様を目の当たりにし、人の人生における先生や指導者の存在の大きさを改めて痛感します。もちろん、子どもに対する責任を負うのは最終的には親ですが、子どもは尊敬できる先生や指導者に会おうと素直に導かれ、その成長は二倍にも三倍にもなるような気がします。先日、小学校の終業式がありましたが、我が家の子どもが、祈るように、「来年も〇〇先生だったらいいなあ。」とつぶやいているのを聞いて、その先生に心から感謝するとともに、北海道教育大学から、このような先生や指導者が一人でも多く育ってほしいと改めて思うことでした。

不祥事を起こした学生の教員免許取得の問題など、さらに議論を深めなければならない難しい問題も多く、また時間的な制約もあり、今回の検討は必ずしも十二分に議論し尽くしたものとはいええないかもしれませんが、今後、学内において、継続的に検討され、我々の提言が少しでも多く実現されることを願っています。そして、今回のような不祥事が二度と起こらないことはもちろん、北海道教育大学の大学憲章に記されている、大学の本来的な使命の達成に邁進されることを期待しております。

北海道教育大学生としての誇りと自己成長を実感できる大学に

今回の会議の発端となった事件は、あつてはならないことです。しかし、全国の大学においても起こっています。そして、それぞれに対応されています。それは当然のことですが、北海道教育大学では、この事件を真摯に受け止め、2度とあつてはいけないという強い姿勢のもとに、公開の有識者会議を設けて対応を審議されました。このことにまず敬意を表します。

そして、その内容及び対応への提案は、全国の大学でも取り入れていただけるものが多く含まれています。北海道教育大学から全国の大学に発信されるこの報告書が、全国の大学で活用され、このような不祥事が起こらないようになることを心より願います。

さて、私は、道德教育を主な研究としています。大学生に対する道德教育という視点から私なりの考えを述べさせていただければと思います。

まず、大切なのは、学生が今の自分に誇りをもつことです。誇りをもつというのは意識の問題ですが、そのことが自分の行動を律していきますし、未来への展望へとつながっていきます。

北海道教育大学生について具体的に考えてみましょう。地元の学生、北海道外からの学生がいますが、それぞれに北海道への愛着があるはずで、その部分を強めていく取組が必要です。それには、北海道の歴史、文化、人々、自然、社会、風土等について知ることが重要です。いわば「北海道学」のような科目を設けてはいかがでしょう。

そして、北海道教育大学生であることの誇りをはぐくんでいく必要があります。そのためには、本学のよさを学生にアピールすることが大切です。本学のよさとは何でしょう。私なりに考えれば、まず五つのキャンパスが全道に配置されているということです。五つのキャンパスの交流を深めることによって北海道全体を視野に入れた教育を考えることができます。

また、北海道教育大学は、開拓者精神に満ちた人々の子どもたちを育てる役割を担う教員の養成に尽力されてきました。それは、これからの教師にとってきわめて重要な資質をはぐくむこととなります。事実、本学で学ばれた先生方が、このような気概のもとに、道内はもとより全国のいたるところで活躍されています。その先生方に、直接学生たちに語っていただく機会を多く設けてほしいと強く願います。

さらに、教職を目指すことの誇りをはぐくむことです。学校教育は、子どもたちの人生の礎を創っていくものです。その部分に直接かかわるのが教師です。それは大変尊い仕事なのですが、その責任の重さに押しつぶされそうになることもあります。だからこそ、教師自身が自分を鍛えていかななくてはなりません。つまり教職につくとは、子どものことを考えるだけでなく、自らのゆるぎない生き方を求め続けるということでもあるのです。そのことを自覚して、学園生活が送れるように働きかけていく必要があります。それらを通して、学生たちが日々の生活に充実感、満足感を得られるようにさまざまな講義や演習、実習、ゼミをはじめ、サークル活動、自主学習活動、ボランティア活動等に積極的にかわっていきけるようにしていくのです。

その際大切なのは、それらのことを自ら計画的に取り組み、その体験を綴り、評価し、自らの成長が実感できるように、一人一人の学生がそれらの足跡を記録に残していけるようにすることです。そのような具体的な実践を、また北海道教育大学から全国に発信いただけることを心より願います。

1 有識者会議に参画して

北海道教育大学が、学生の不祥事案の発生を受けて、倫理・人権教育や危機管理などについて、会議を立ち上げて意見交換を行うなど、大事な問題に真正面から真摯な取組を進められ、また、私も委員として参画させていただいたことに敬意と感謝を申し上げます。

教育大学の学生は、将来教職に就くことが期待され、高い倫理観・規範意識をもつことがきわめて大切なことから、単なるコンプライアンス、形式的な法令遵守を行えばよいというものではなく、倫理観やマナーなども育てる積極的な対応が大事だと思います。

そうした観点から、取組に当たっては、オリエンテーションなど様々な機会を捉えて学生に徹底を図ったり、倫理観やコンプライアンスの意識を高める講座を設定したりするなどの予防的な対応と、残念ながら起こってしまった場合の適切な対応が求められます。

特に、予防的な対応では、倫理観や法令遵守の意識をいかに高めるかがポイントとなると思います。こういうことは許されないのだという意識が自分のこととしてとらえられるような指導がとても大切だと思います。

また、不幸にして起こってしまった場合の対応に関わって、教員免許を与えてよいかどうかについても議論がありました。私は、事案によっては「この学生を教壇に立たせて大丈夫か」といった視点での検討も必要だと感じました。教育実習は教員免許を取得する上で必要な単位ですが、実際に教師として子どもたちの指導に当たるわけですから、こうした観点からの十分な検討が必要になってくると感じています。いずれにしても、今回の提言がさらに実効性のあるものになって各校で生かされていくことを期待しています。

2 北海道教育大学の学生に期待すること

教育大学の学生は、教育に対する思いをそれぞれにもって自分を磨こうと努力している人たちの集まりだと思います。教師になるためには、各教科等の専門的な知識や授業をしっかりと展開できる指導力をはじめ、誰からも尊敬、信頼されるような人を目指さなければなりません。

もちろん、古典における古人のものの考え方の奥深さ、数学における数理的に考える楽しさなどを実感させる、一人一人の学習状況に応じてきめ細かく対応するための指導方法を身に付けるなど、教育のプロとして専門性を高めるために日々努力することは、教師を目指す者としては当然なことです。

しかし、もっと大切なことは、「教育は人なり」と言われるように、子どもの気持ちを的確に受け止めてよりよい方向に導く、保護者からの様々な相談に適切に対応する、地域の人たちとのふれあいの中で人としての信頼感を高めるなど、教育に携わる者としての思いやり、倫理観や公德心を身に付けることを通して、多くの人々に影響を与える、幅広い人間性を磨き上げていくことだと考えています。

学生の皆さんには、勉学に励んで教養や専門性を高めるとともに、サークル活動や地域の様々な活動等を通して自らの生き方を模索したりすることなどを通して、自分に必要な道徳性や価値観を養うなど、自己研鑽に励んでほしいと思います。

北海道は広大な大地と豊かな自然の中で、それぞれの地域には様々な特色があり、その教育環境も多様です。教育大学を卒業した学生が全道各地で、地域の熱い期待に応えながら、子ども一人一人に、自立の精神にあふれ、心豊かに共に支え合うことのできる資質や能力をはぐくむことができるよう、今後も大きな期待を寄せております。

私は保護者という立場でこの会議に参加いたしました。保護者といっても、授業を受ける子どもたちの親という立場と、大学生の親という立場がありました。多くの場合は前者の立場でお話ができましたが、時にはこの二つの立場が対立し、私自身の中で葛藤が生まれたこともあります。しかし、他の委員の皆さんと議論をしていく中で、徐々に方向性が見えてきたように思いました。以下に、この会議に参加して感じた、これからの北海道教育大学へ望むことなどを記したいと思います。

この委員会では、不祥事案の説明、背景・原因の分析、再発防止策の検討というように進みました。しかし、これら不祥事案は、決して北海道教育大学だけの問題ではなく、そこには、「社会全体のモラルの低下」や、「若者が精神的に未熟である」など、今の日本が抱える問題が根底にあるものと思います。また、大学教員の不祥事案では、大学の密室性や閉鎖性が大きくかかわっているものと感じました。不祥事が続いたとは言え、社会全体の変化に対応すべく、また、旧態依然として変わらぬ大学の体質にメスを入れるために今回のような会議を開催した北海道教育大学の英断に、まずは、敬意を表したいと思います。

新学期、自分の子どもの担任が誰になるのかは、親の大きな関心事です。それは、先生が、わが子に大きな影響を与える存在であることを親が知っているからです。親は、先生に対して、「わかりやすい授業をしてほしい」、「わが子のことを正しく理解してほしい」、「子どものお手本となる、立派な人間であってほしい」などと多くのことを求めています。教師を目指す学生たちには、教師という職業は常に多くのことを求められているものだということを、是非、自覚してもらいたいと思っています。また、大学には、不祥事の芽を早めに見つけ対処していけるような体制作りをお願いするとともに、「信頼される教師の育成」のため、時代に即した大学教育を行っていくようお願いいたします。

今回私たちが提言としてまとめたものは、不祥事を繰り返さないためのものです。しかし、不祥事を起こさないことばかりに気を取られ、学生生活が窮屈で味気ないものになったり、大学の職員の仕事がやりにくくなったりしてはいけないと思います。是非、そうならないよう、バランスのとれたカリキュラムや指導、相談体制の確立を望んでいます。

この報告書にあることが有効に実践され、今後も北海道教育大学から多くの素晴らしい人材が輩出されますことを期待しています。

最後になりましたが、貴重な意見を聞かせていただいた委員の皆様、また、私の単純な質問にも丁寧にお答えくださいました先生方、そして、私のわかりにくい発言を的確にまとめていただきました事務局の皆様にご感謝申し上げます、私からのメッセージといたします。

情報があふれている現代社会にあって、愚かとしかしいような不祥事が大学内で発生していることは、たいへんに残念なことです。選ばれて大学に進んだ者が、不祥事の当事者になってしまうことに、憤りも覚えます。人としてやってはいけないことが何かーそんなことはとっくに分かっているはずですが、それなのに・・・。

私たちは、あらゆる機会を通じて、人として何をやっていいのか、何をやってはいけないのかを、繰り返し伝えていかななくてはならないのです。「北海道教育大学における倫理・人権教育の在り方等に関する有識者会議」は、そうした「伝える」ためのあれこれを議論してきました。

「有識者会議」のようなものは、ともすると形式的な議論で終始しがちですが、不祥事がなぜ起きてしまったのか、その分析から始まった本会議は、毎回、本質的な意見の交換・話し合いができたと思っています。

不祥事に対する処分も厳しくなければならぬと考えます。その厳しさこそ、明日を担う若者への「愛情」であり「教育」ではないかと私は思います。

大学での不祥事に対したくさんの人が熱心に話し合い、こうして報告書がまとまったことを、学生と大学関係者に知らせていただきたい。そして、報告書に大学当局の経験と知恵が付加され、有効な防止策・対処法として完成されることを願っています。

この会議に参加して得た感想、希望を述べておく。参考になれば幸いである。

1. この有識者会議で、委員の共通した思いは、北海道教育大学は将来子ども達を教える立場になる人材を育てる大学であり、教員、学生ともに常にそのことを念頭において研鑽を積んでほしいということであったと思う。このことは、強調しすぎるということはない。とりわけ新任教員や新入生達にはそのことを絶えず伝える努力をして欲しい。
2. 新入生には、最初の1年間の過ごし方がその後のキャンパスでの過ごし方に大きな影響を与える、ということをきちんと教えて頂きたい。最初の1年を無為に過ごせば残りの数年も同じようになりやすい。目標を見失った怠惰な生活に陥ると不祥事を起こしやすくなる。教職員やクラブの先輩たちはそのことを新入生にきちんと伝える必要がある。
3. 不祥事を起こした学生に教員免許を与えることの可否という検討課題は難しい。事件を起こし無期停学の処分を受けた学生でも、その後反省し立ち直った場合は教師になれるように勉学させることが望ましい。しかし、採用する側からみれば、在学中に問題を起こした事実を知れば、思いは複雑なものになる。事件の内容、その後の勉学状況、指導教員の判断によってその時点で最良と思われる道を選択することが必要となる。
4. 今回の5つの提言をはじめ、報告書に書かれている内容から今後重点的に考えなければならぬことは何か、を学内で十分に検討して頂きたいと思う。本報告書が学内での議論の一つの素材として活用されることを望みたい。北海道教育大学を卒業した先生なら安心して子供をまかせられる、との評価がいま以上に社会で定着することを期待したい。

北海道教育大学における倫理・人権教育の在り方等に関する有識者会議
検 討 経 緯

◆ 第1回 平成21年9月7日（金）

[議事]

- (1) 今後の会議の進め方について
- (2) 自由討議

[主な意見等]

- 人権といっても、相対立する人権があると思うので、いかに適正に結論を出していくかということと、それを、事前にどのように学生や教員に周知していくか。この2点の具体論を考えていかなければならないと思っている。
- 学校教育がうまくいくかどうかは、教える先生の成否にかかっている。学生段階で、しっかりとした倫理観や規範意識がきちんとなければ教師になっていくのが大変だ。
- 札幌校の事例は、集団になって怖さを忘れる意識が働いたのか、そのとき誰か止める学生がいなかったのかという問題点があったと思う。旭川校の事例は、一人でやったことで、こういう学生に対する指導と、集団の中に入ってしまうと怖さを忘れる学生の対処の仕方が違うという感じを持った。職員の不祥事は、こういう事例が何故起きるのか、何故未然に防げなかったのか、特にアカデミック・ハラスメントは、もう少し早い段階で防げたのではないか、という思いがしている。皆で監視する目というか、何かうまく機能できなかったのか、という気がしている。
- 何が犯罪なのか、一定の年齢に達した人間なら当然分かっているから、それが分かっているから、事件が後を絶たないのだと思う。「こういうことは犯罪なのだ」とあらゆる機会に口を酸っぱくして言い続けるしかないのでしょう。大学生や教員による犯罪や大学キャンパス内で起きた事件について、自校での出来事だけではなく他校での例についてもつまびらかにし、情報として知らせるべきでしょう。新聞やテレビは毎日、様々な犯罪を報道している。そうした報道を通じて、私たちは、何が犯罪で、何をしてはいけないのか、罪を犯したらどうなるのかを学習している。新聞などを通じて、ニュースに敏感になってほしいと思う。
- 組織の構成員の責務は、お互いに牽制し合う、お互いに身を引き締めて事に当たるということだと思う。組織が大きくなればなるほどいろんな人がいて、いろんなことが起こってくるので、不断にお互いの関係を考えておかなければいけないと思う。もう一つ、将来教員となる人たちが基本的な道徳観を持っていないと大変困ることになる。そこのところをどう教えたらいいいのか、カリキュラムに書いて講義をやれば済むかということ、けっしてそうではないと思う。特に気にしているのは、「3歳児教育の重要性」とよく言われるように、子供の頃の教育の仕方、つまり、親の責任のことも考えないと少しも良くならないという気

がしている。その親となる人たちを育てる先生達がきちんとしていないと、将来親になったときに子供に良い教育が出来ない。そのことは、日本全体で考えなければならぬ非常に大きな深い問題だと思っている。

粘り強く、不祥事件を絶つ努力をしなければならない。現場の先生は大変だと思うが、力を合わせて積極的に犯罪が起こらないよう努力を続けてほしい。心の環境というか、お互いの関係で醸し出される空気、それが安易に流れているのか、緊張した関係にあるか、そういうことで学内の雰囲気というのは随分変わってくると思うので、是非良い環境を作るよう、先生や事務の方をお願いしたい。

「人間はまだ進化の途上にある生物で100%完成されたものではない。いろんなことを覚えながら、更に先に進んでいかなければならない。」と感じている。

◆ 第2回 平成21年10月29日（木）

[議事]

(1) 不祥事案の検証について

[主な意見等（大学側の意見を、一部含む。）]

(1-1) 学生の不祥事案

- このような事件を起こさないために何をすべきか。とにかく事例に学ぶしかない。事の詳細をみんなが共有することが必要ではないか。
- 今の学生は二極化しているのではないか。一生懸命勉強する学生と、一部、勉学に意欲を見いだせない学生がいる。この二極化が大きくなっているのではないか。
- 学生相談室という機能には限界がある。問題行動を起こす学生自身、自分が悪いと思っていない場合があるので、相談室を訪れたりもしない。問題行動を気付かせる機能が大学の中に沢山なければいけない。例えば、小規模なゼミのようなものを早い学年からやって、指導教員とか、クラス担任制で担任の先生が生活態度とか勉学に誘い込むような仕組みが、大学の中で多重に作っていくことが必要である。
- 1年に入学したときに、学生10人位に1人のアカデミック・アドバイザーという担任制をとっており、何かあれば、アカデミック・アドバイザーと連絡を取り合う仕組みを作っている。
- 生活の乱れということが基本にあるとすれば、出席率が悪くなり、成績の低下が雪崩式に起きてくるのではないか。全てのこのような犯罪が生活の乱れに結びついていないとは思わないが、少なくともその一端はあるのではないか。全てを見つけることは出来ないかもしれないが、芽を摘み取るという意味では生活の乱れを正すということは、一つ大事な点だと思う。そのためには、出席率とか勉学に対する意欲をチェックすることは非常に大切ではないか。
- 成績は半期に1度出てくるので、成績低迷者については指導教員が指導することになっている。
- この事案の背景は、私生活の乱れ、規範意識の欠如、性道德に対する欠如、異性との正しい付き合い方の欠如、という状況でないのかと感じる。

(1-2) 教員の不祥事案

- 何故そこまで集団が出来てしまったのか、出来る前の段階で何とか見つけられなかったのか、見つける方法はどうか、学生、教員同士が発言出来る場とかアンケートするとかが必要ではないか。
- アカハラやセクハラについても、大学が密室化しやすいところに危険性があると思う。
- 大学の中では当然の制度とか教員の義務とか、そういうものについて明文化されたものが無く、意識の中にも、余りそういうことを意識してこなかったのではないか。先生方には適切な指導義務がある。ただ、この適切な指導義務が何なのか、本当にケースバイケースで、「学生のためを思ってやっている」と言われると、その限界がどこなのか、誰にも良く分からないし、解雇する方もされる方も一定の明らかな基準がないという現状があるので、難しいという印象をもっている。
唯一、ある程度の基準として提示できるのは、学校や教員には学生に対する安全配慮義務があるということ。これが唯一言えることであって、少なくとも何をやるにしても、学生のため生徒のために熱心にやることは良いけれども、最低限学生の安全に配慮した措置を取らなければならないというところから、一定の限界を認識するよりどころになるのではないかと感じている。
再発防止にもかかわることと思うが、最低限の義務の内容というものを整理して見る必要があるのではないか。それを教員が認識することによって、自分でここまでやって良いことの判断基準になるのではないのか。それも本当にケースバイケースで難しいことは十分承知しているが、少しでも何かよりどころとするものが必要ではないかと感じている。

◆ 第3回 平成21年12月18日(金)

[議事]

- (1) 再発防止策について
 - ・ 学生に対する倫理・人権教育の在り方について
 - ・ 学生の自覚を促すための指導方法等について
 - ・ 教職員に対する再発防止策について
- (2) 不祥事を起こした学生の教員免許の取得について

[主な意見等 (大学側の意見を、一部含む。)]

(1-1) 学生の不祥事再発防止策

- 知識だけを教えていると、知識では分かっているが行動は別という人がいるのではないかという気がする。なかなか自分の事として考えられない。どうすれば自分の事として考えられるのか、ということが非常に大事ではないか。また、いろいろな機会を捉えて徹底することが大事である。
- 教師となることの誇りを持たせる指導もしっかりとやってほしい。また、北海道教育大学の学生として誇りをもたせるような科目があっても良いように思う。

- 今回の事件があつて、対処療法だけれども大学で特別講義を行った。教師になるだから高い倫理観が求められているということをストレートに示していく。このような特別講義を、もう少し実施していてもいいのではないか。
教職概論のように、きちんと一つのコマとして丁寧に積み上げていく科目も勿論必要だが、ダイレクトに、やってはいけないことを理解させ、教育大生は高い倫理観が必要だということを、ストレートに教育していく講義が非常に分かりやすく効果があると思う。
- 例えば、教員倫理みたいな科目を作って、その中に第1回目は自校教育をやり、第2回目には教員としてのあるべき姿みたいな、そういう非常に大きな理念的なものを置いて、徐々に具体化していくような構成もいいのではないかと思う。その中で、こういう教員になりたいというものがはっきりしていれば、自ずとやってはいけない事が分かるわけだから、基本的なことと、実践的な具体的な知識を持っているということは両輪として必要なことだと思う。常に学生を引き寄せておくような講義があつて、一方では、「憲法」はどこの大学でもあるが、憲法の下には実践的な法律が沢山あるわけで、今の実社会でどういう法律問題が発生しているのか、ストーカー規制法とか、悪徳商法、労働法の問題だとか、学生が直に必要なところの触りだけでも知ると、社会の仕組みが分かるので、そうすると行動の規範になるのではないかと思う。
- 今の若い人は学生を含めて、こういう行為をしたらどう法律に触れるのかということが分かっていない者が多い。繰り返し事例を交えて話をして行くことが必要ではないか。特に、若い人には、実際それを経験した、取り扱った人の話が効果的である。
- この問題は、小さい頃からきちんとやらなければならないといつも思っている。北海道教育大学は、小学校、中学校を持っているので、小学生とか中学生の教育をするときに、倫理的な教育をどう工夫しているのか。それを大学とうまく繋げる方法はないのか。
- 学生がどう自覚するかということで考えるならば、一人一人にノートのものを作成して配るという方法もあるのではないか。例えば、教師としての心構え、ボランティア活動、特別講義などの記録をそこにファイルするとか。
- 本学では、「学校ボランティア」を行っている。主として小学校に学生達が行って、実際に教育現場で先生方のお手伝いをするという、ユニークなボランティア活動だと思う。大学の外でいろんな大人と出会って、そこから自分なりのロールモデルを得るというのは非常に良い方向を示してくれるだろうと思う。

(1-2) 教員の不祥事再発防止策

- 大学の密室化と関係があると思う。一般の社会から見ると、大学は密室化の度合いが強い。もう少し風穴を開けて風通しを良くしなければいけないと思う。
- 透明性ということでは、評価をオープンにするということも一つの方法かと思う。
- 具体的に即したハンドブック的なものを作って職員に配るのもいいのではないか。
- ハラスメントの研修が少ないと思う。何年かに1回、ハラスメント研修を義務付けることも一つかと思う。ちょっとした限界事例、例えば、学生のために良いと思ってやったことからハラスメントに進んでいくケースもあるのかもしれないので、だれもが陥りやすいケースを紹介する等の研修を行っていけばいいのではないか。

(2) 不祥事を起こした学生の教員免許取得の取扱いについて

- 基本的には学生の職業選択の自由がある。制度設計として、例えば、教員採用選考試験の欠格事由になっているような非常に重たいものについては、教員免許を取得出来ないような規定を設けて、無責任な教師を輩出しないという形を作る。そこまで至らないような十分更正が可能なものについては、不祥事を1回起こしたからといってチャンスが全くないというのはバランスを欠くので、そこについては、本人の選択に任せる。その際には、教師になることの厳しさを教員側から情報提供しながら、本人が選択して行くような制度が一番バランス良いのではという気がする。禁固以上の刑に処せられた者は、いろんなどころの欠格事由になっているわけだから、そこは社会的な理解が得られるのではないか。しかし、ちょっと万引きを1回して処分保留になったという不祥事で、その後全くやり直しがきかないとしたらかわいそうな気がする。
- 無期停学という重い処分の場合には、大学として教員免許は取得させない。しかし、本人が大学を卒業したいという意思がある場合には、教員免許は取得させないが大学は卒業させるというようなことが、法的にどうなのか。無期停学となった学生が、教育実習に行ったらうまくやるかもしれないが、重大な過失を犯したからダメだ、ということを決めていいのかという問題がある。もし、いいということであれば、大学としてきちんと規則を作って、あらかじめ学生に提示し、入学の時に、学生にそのことを教育することが出来る。
- 技巧的だが、教育実習に行かないと免許が取れないので、その単位を取るための資格要件、受講要件というか、そういう形で作る方法はあると思う。
- 基本的には職業選択の自由、そこは確保すべき、という考えになるか。
- 実質的にいうと、最後はそうなるだろうと思う。あるいは、例えば、憲法上の典型的な自由でなくても、そこから派生する、研究したい自由、学習したい自由、学びたい自由もある。
- 退学処分になっても、北海道教育大学はだめでも他の大学には入れる。それと同じように考えれば、北海道教育大学でこれだけのことをやったら教員免許を取らせないとやったときに、それが職業選択の自由を犯していることになるのか。つまり、他の大学に入り直して教員免許を取ることは出来るわけだから。ただ、北海道教育大学に入った以上、北海道教育大学で勉強する権利がある。それを、過ちを犯したから、その権利を大学が奪えるのかという問題があるのかもしれないが、退学を許している以上は問題ないようにも思う。
- その比較の問題になる。権利と、そこを制約してもいい事情と。だから、退学になるような非違行為であれば、それは当然ということになる。

◆ 第4回 平成22年1月25日(月)

[議事]

- (1) 不祥事を起こした学生の教員免許取得の取得について
- (2) 危機管理について
 - ・学生の懲戒基準について
 - ・事件・事故の対応マニュアルについて
 - ・報道機関等の対応について
- (3) 相談体制の充実方策について

[主な意見等（大学側の意見を、一部含む。）]

(1) 不祥事を起こした学生の教員免許取得の取扱いについて

- 停学になった学生の中でも、事案によっては、社会的な背景や人間性だとかそういうことも含めて考えたときに、本当に免許を取らせて大丈夫かというケースも出てくるのではないかと思う。
例えば、現職教師の場合だと懲戒免職になるような不祥事でも、大学では、停学で済ませる場合もあるかもしれない。その学生は、大学が行う指導プログラムをクリアすれば可になるが、本当に教師になって大丈夫なのかと感じる。
教育実習、そこでは先生になるわけで、教師として指導することになる。そう考えると、停学の中にも、どこか検討する場面があって、免許を与えないということが出てきてもいいのではないかと思う。
- 「教職実践演習」という科目は、最終的に教師としての資質能力があるかどうかを担保する科目として4年生後期に2単位履修させる科目だ。最終的にそこで本当に教師に向いているかどうかという判断をせざるを得ないのか、という気がしている。
- 教育実習とはいえ先生になるので、そういう学生が教壇に立っていいのかどうか。
- 現在大学で検討中の「学生の懲戒処分ガイドライン」では、明らかに退学になるのは「殺人、強盗、強姦」である。「傷害、窃盗、詐欺、恐喝、悪質な犯罪行為」が退学又は停学ということは、このような事件を起こした学生も教育実習を受けるチャンスはあるのだと思うと、傷害を起こしたような学生が教育実習に来るだけでも、例えば、親とか市民感情とは少しずれる。停学処分は、それなりに重いことをやっていると思うので、その停学処分を受けた学生が指導プログラムでOKとなることもあることに対して、それで大丈夫なのか、というのは市民感情としてある。
- 対立する理念や調整の問題で、学生がまだ発達段階にあって、学生に対する期待、可能性自体が既に教師になった人とは違うわけだから、同じようにはいかないというところをどうバランスを取った制度として作るかということだと思う。
いくつかの段階があって、退学にするか停学にするかというところで、一番重いのは退学となり、教師になれない。停学の中にも、期間が非常に短い停学と長い停学があると思う。例えば、たまたま万引きをしたとか、強盗に近い態様で価格の高い物を盗んでしまったとかでは停学期間は違ってくるのではないか。だから停学期間に応じて、例えば、停学何ヶ月以上の学生については、そこで1回教育実習をするかどうかという判断をする。停学を全部一つにしないで、分けて考えてみる。全員指導プログラムは受けるけれども、教育実習に関しては教壇に立つということの重みを考え、そこで判断することも一つの考え方としてあるのではと思う。
- 教師を目指すには、それなりの厳しい枠組みを考える。ただし、あまり細かく細分化するとどうにもなくなってしまうので、学生に分かりやすく提示できるようなものを用意できないかという気がする。
もう一つの議論は、退学の範囲をかなり幅広くとって、少し悪いことをしても即退学ということにするか、そこで大学の性格が決まってくると思う。
- 教師を目指すのはいいが、そこは厳しいものでなければならぬと思う。例えば、一般の大学を卒業し企業に出れば、大体は大人相手の仕事に就く場合が多い。先生になるということは、自分よりも年齢の低い無垢な子ども達を教える立場になるわけで、よりしっかりした教師を輩出していかなければならない。教育大学は不祥事に関して、学生の犯罪に関して厳しい基準を持っていいのではないかと思う。現職教師全般の不祥事を起こさないためには、質を高めていくことが大切であり、最

最終的に教師の地位向上とか信頼を得るということに繋がると思うので、教育大学は厳しくあってほしいと思う。

- 痴漢行為について言えば、お母さん達は、多分、小さな子どもに対する性的関心の高い人というのはすごいやがると思う。先生が暴力行為とか、セクシャルハラスメントや性に関する犯罪を起こしたら、その学校に居られない。自分がもし母親として、子どもの先生や教育実習に来た学生が、痴漢行為を起こしたことがあるということが少しでも耳に入ったら、すごいやだ。こういうことに対する再犯率も非常に高いと聞くので、教師という職の特性に合わせて強弱をつけるということがあってもいいのではないかと。
- 停学の中でどうするか。教師には高い資質が必要なので、教師にはなれないけど、ゼロ免（教員養成課程以外の課程）で大学を卒業する道は残しておく。再チャレンジの道は大学として残しながら、教師としての資質・適格性を判断するようなことを行ってもいいのではないかと思う。
- 無期停学であっても、ある程度の指導期間を設けて、その間に更生出来なければ、別な道を歩んでもらうなり選択をする機会を学生に与えた方がいいのではないかと思う。あらかじめ学生に、期間を設定して更生に臨ませるということが必要ではないかと思う。種類とか、その学生の状況にもよるだろうが、ある程度の期限は必要だと思う。
- 無期停学の期間については、大学は4年間しかないないので、あまりはっきりした理由はないが、停学の趣旨からすると1年程度かと思う。
- 教育大学という性格を考えると、学内の空気というか、大学の特徴といってもいいかもしれないが、凜とした精神的な風土、ここに来たら気持ちを引き締めて悪いことは出来ないと思えるような大学の空気作り、そのようなものを教育大学はもっていてもいいのではないかと。先生になるためには難しい道を通らなければならない。悪いことも出来ない、そのような精神的な風土を作れないかという気がしている。フィンランドの例がよく出るが、フィンランドは、みんながなりたがる職業が学校の先生とよく言う。おそらく相当高いハードルがあるし、大学院を卒業していないとダメというようなこともあるようだ。そういうことでなくても、精神的な風土として何か出来ればという気がしている。そういう風土を是非作ってほしいと思っている。

(2-1) 学生の懲戒基準について

- 懲戒処分の審査を、全学でやるのは賛成だ（現在は、各校の教授会で審査している。）。各校毎に、目に見えない基準があるとなれば、学生としてもあっちの学校に行った方が得だった、そういう気持ちが生まれるとなれば不合理だと思うので、全学でやることに賛成だ。ただ、期間が長くなるということにはなるべく避けて、迅速に正確に出来るのであれば全学でやることに賛成だ。
- 懲戒処分というのは、学生にとっては不利益を重ねる処分なので、本来であればどのような処分が科されるのかということはあらかじめ周知しておかなければならないのが原則だと思う。
- 停学学生に対する指導プログラムは、自分たちの達成目標というのか、その犯罪を起こした学生がこれからどこに向かって、何か月でどこまで更生していくのかという目標を持たせる意味では、ある程度期限を区切らなければいけないと思う。指導プログラムは1年以内というようなことを、どこかに形としておくことが出来ないのかと思う。

(2-2) 事件・事故の対応マニュアルについて

- 九州のある国立大学の危機管理マニュアルは参考になる。特に、レベルの設定を具体的にすることで、学内の体制づくりが非常にスムーズに行くので、これを北海道教育大学に照らして具体的な形にしていくと非常に使い勝手が良いのではないかなという感じがする。
- 他の大学にも役に立つようなしっかりしたいものを是非作ってほしい。

(2-3) 不祥事事件に対する報道機関等の対応について

- 大学の対応窓口を一本化するということが大事ではないか。
特に、教育大学はキャンパスが分かれているので、広報体制が難しくなるのではないかと懸念されるので、広報担当者を作って、各キャンパスで対応するのか、札幌で対応するのか、窓口を一本化して、出ていく情報は一つのところから出て行くようにするのが大事だと思う。
不祥事が発覚した場合、大学として事実関係が把握できていない場合は、はっきりとこの段階までは調べているとか、この段階は分からないとか、そこを明確にして記者に曖昧にしないで、分かっていることは「分かっている」分からないことは「分からない」とはっきりと伝えた方がいいと思う。
大学の担当窓口は、交換業務の限定された電話だけでなく、窓口になった担当者の携帯番号を教えて、記者からのいつ何時の問い合わせにも応じられるようにするというところの方がいいと思う。24時間連絡のつく電話番号を記者に伝えることが、正確な情報を伝達する一つの方法になる。

(3) 相談体制の充実方策について

- 学生アンケートでは、悩みを解決した手段として、友人や家族に相談して解決したという学生が多いということは、それだけ、そちらに話しをもっていった学生がいたということなので、家族からの相談も受付けているということをもっとPRすればいいのではないかな。
- 学生アンケートでは、600何人かの学生が「なんでも相談室」を知らないというのは、PRの仕方が問題なのではないかな。
- 「なんでも相談室」に行かなくても、日常の中でそこそこ解決しているのではないかなと思う。最後の手段、あるいは一部のとっかかりとして「なんでも相談室」があるということを学生に分かってもらえばいいのではないかな。
- 学生のニーズをきちんと把握して、もう一度考え直した方がいいかもしれない。学生と話し合った方が良いアイデアが出てくるのではないかな。

◆ 第5回 平成22年3月9日(火)

[議事]

報告書について検討した。

◆ 第6回 平成22年3月30日(火)

[議事]

報告書を纏めた。

北海道教育大学における倫理・人権教育の在り方等に関する
有識者会議委員名簿

1. 委員

(座長)

山田 家正 元小樽商科大学長

(委員)

祖母井 里重子 弁護士

押谷 由夫 昭和女子大学 教授

小野寺 敏光 北海道教育庁学校教育局長

西村 真理 前札幌市PTA協議会副会長 (札幌市教育委員会委員)

日浅 尚子 北海道新聞社 生活部長

2. オブザーバー

北海道警察本部生活安全部 生活安全企画課長 平 澤 雅 憲

主 な 会 議 資 料

第 1 回会議資料

- 学生の不幸事を受けて実施した特別講義関係 33
- 平成20年度人権・倫理・道徳関連開講科目等 47
- 学生相談体制 59

第 2 回会議資料

- 服務規律の確保について（教職員への通知） 65
- 学生の懲戒処分手続き関係 71
- 人権侵害事案発生時の手続の流れ（概要） 77

第 3 回会議資料

- 北海道教育大学教育実習特例措置取扱要項 81
- 平成21年度実施学生生活実態調査から 87
- 地域貢献活動を行っている大学生ボランティアへの支援 93

学生の不幸事を受けて実施した特別講義関係

○特別講義実施状況一覧

・札幌校

7月16日(木), 17日(金)

参加率 89.4% (出席者: 1024名 全学生数: 1146名)

・函館校

7月22日(水), 23日(木)

参加率 74.7% (出席者: 1089名 全学生数: 1457名)

・旭川校

7月1日(水), 2日(木), 24日(金) (補講日)

参加率 90.8% (出席者: 1086名 全学生数: 1196名)

・釧路校

7月17日(金), 27日(月) (補講日)

参加率 89.6% (出席者: 776名 全学生数: 866名)

・岩見沢校

7月3日(金), 7日(火), 13日(月)

参加率 90.0% (出席者: 761名 全学生数: 846名)

教育大生としてこれでいいの？

1

京都教育大学の事件



集団で準女性暴行容疑
京都教育大生6人逮捕 5人は否認

京都府警捜査一団は、同市の学生が絡んでいた、
どは1日、コソバで酒を飲んで騒いでいた、竹田
に酔った女子大生を(29)ら、京都、和歌山、
集団で暴行したとして、大阪に住む6人。
て、集団準女性暴行の 京都教育大による
疑いで、京都教育大の、金島がメリカンの
男子大生6人を逮捕 フットボール部が注
した。 育会の運動部に所属。 慶の上だった。など
逮捕されたのは、京 大学は3月末に無期停学、
都市伏見区京原町 学処分したが公表せ
ず、4月4日に女子学 逮捕容疑は、2月25
日午後9時から10
時までの間、京都
市中央区船場にて
酔って暴行できない状
態になった当時19歳の
女子大生を店内の客
室に連れ込み、6人が
それぞれ互暴した疑
いがある」と容疑
い。 京都府警によると、
6人と女子大生は同日
午後7時ごろからコ
ソバ(1)として飲酒を
始め、参加者は約50人、
女性が3割程度だった
という。

平成21年6月1日北海道新聞(夕刊)より²

最近の懲戒事例

年度	所属校	学年	懲戒種	懲戒理由	備考
H18	釧路校	2	訓告	交通事故	
	釧路校	2	停学4週間	試験の不正行為	
H19	札幌校	4	無期停学	酒気帯び運転・交通事故	逮捕
	釧路校	2	停学1月	女子トイレ潜伏	
	釧路校	4	訓告	校内規則違反	
H20	札幌校	4	退学	高校生との飲酒及び 集団でのわいせつ	逮捕
	札幌校	2	退学		逮捕
	札幌校	3	無期停学		
	札幌校	1	無期停学		
H21	旭川校	4	退学	住居侵入・窃盗	逮捕

3

具体的事例(住居侵入・窃盗)

2月17日(火)の出来事

1 傷害被疑者の逮捕(浦河署)

浦河署は17日、浦河町内の飲食店において、47歳男性と口論となり、顔を殴るなどして怪我をさせた自営業の男(44歳)を傷害で逮捕した。

2 暴行被疑者の逮捕(釧路署)

釧路署は17日、釧路郡釧路町のカラオケ店において、男性店長の胸ぐらを掴んで引っ張るなどした無職の男(22歳)を暴行で逮捕した。

3 住居侵入被疑者の逮捕(手稲署)

手稲署は17日、札幌市手稲区の住宅ベランダによじ登った大学生の男(21歳)を住居侵入で逮捕した。

(事件の概要)

- ・いたずら感覚で他人宅に数回侵入
- ・その際、携帯電話を窃取

本学の措置:退学

4

具体的事例(性的暴行)

北海道新聞(朝)
平成21年3月4日(水)
33番 第1社会面



(事件の概要)

- ・マンションで女子高生と飲酒
- ・マンションで複数人がわいせつ行為

本学の措置: 退学(2名)、無期停学(2名)

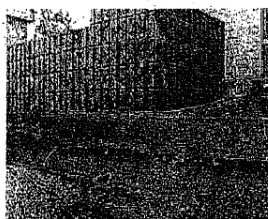
5

具体的事例(交通事故)

THE GHOST

酒気帯び…パトカー振り切り事故

3日未明、札幌でパトカーに追跡された乗用車が住宅の塀に衝突し、運転していた大学生がケガをしました。大学生は酒気帯び運転でした。3日午前1時45分ごろ、札幌市北区あいの里2条4丁目の市道で、乗用車がT字路を曲がりきれず、住宅の塀に衝突しました。この事故で、乗用車を運転していた近くに住む大学生、**■**容疑者**■**歳が顔などに軽いけがをしました。**■**容疑者は酒気帯び運転で、現行犯逮捕されました。警察によりますと、**■**容疑者の車はナンバーを隠して走っていたため、パトカーに追跡されていましたが、振り切って逃げたということです。札幌北警察署は「追跡に問題はなかった」と話しています。



300kbps | 56kbps
BRADSBAND

(事件の概要)

- ・パトカーに呼び止められ逃走し、民家の塀に衝突
- ・酒気帯び運転

本学の措置: 無期停学

6

具体的事例(試験の不正行為)

(不正行為の手口)

- ・試験でカンニングペーパーを所持し、使用した
- ・ノートをコピーし、隠し持ち、使用した
- ・他人のレポートを抜き出し、表紙を換えて提出
- ・縮小ペーパーを透明なペンケースに外から読める状態に入れていた
- ・解答用紙の下に授業ノート数ページを隠す

本学の措置: 停学及びその期の
全単位が認定されない

7

具体的事例(飲酒事故)



(事件の概要)

- ・本学の外国人留学生が、寮祭で多量に飲酒(19:00~翌日4:00)
- ・無意識状態で病院に搬送され、その翌日死亡

本学の措置: 行事での飲酒禁止

8

具体的事例(大麻所持)

本学の事例ではないが、全国的に発生した事件

慶大生逮捕...「軽い気持ちで」増える大学生の大麻事件 (1/3ページ)
2008.10.30 13:09

このニュースのトピックス:[ラグビー](#)

30日、明らかになった慶大生による大麻事件。最近、大学生の“大麻汚染”は増加傾向にある。今月初めには、法政大の男子学生5人が警視庁に逮捕されていたことが判明。大麻売買の場所はキャンパスだった。「覚醒剤(かくせいざい)などと異なり、たばこのような軽い気持ちで手を出しやすい」(捜査関係者)という背景も一因とみられる。

法政大の事件では、乗用車内で大麻を所持していたなどとして、警視庁少年事件課が、大麻取締法違反(共同所持)などの疑いで、法政大2年の男子学生5人=犯行時はいずれも19歳=を逮捕。もう1人の学生と計6人で、同大多摩キャンパス(東京都町田市相原町)の図書館や会議室の個室で大麻を吸引していた。

産経ニュース、インターネットより⁹

具体的事例(窃盗)



(事件の概要)

- ・他人の自転車を、安易に勝手に使用
- ・駐輪場に放置

本学の措置: 停学等が課される
場合がある

事件・事故を起こすとどうなるか

なぜ、事件・事故を起こすのか？



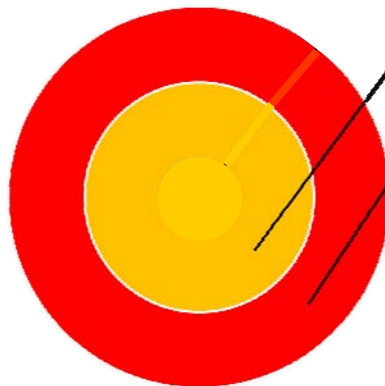
1. 受験を乗り越えた気のゆるみ
2. 大学生は多少のことは許されるという甘い考え
3. 自分が良ければよいという自己中心の考え
4. 自分の行動には責任が伴うという自己責任感の欠如

1. 社会的制裁を受け、信用を失う
2. 大学から厳罰を受ける
3. 卒業(修了)が延期となることがある
4. 教員免許が取得できなくなることもある
5. 将来の人生設計が大きく変わる

11

教育大生として求められるのは

倫理観 人権意識 法令遵守



一般大学生に
求められる程度

教員養成大学生
に求められる
程度

12

まとめ

一人の学生の軽率(愚か)な行為



1. 社会的制裁を受け、信用を失う
2. 大学から厳罰を受ける
3. 卒業(修了)が延期となることもある
4. 教員免許が取得できなくなることもある
5. 将来の人生設計が大きく変わる

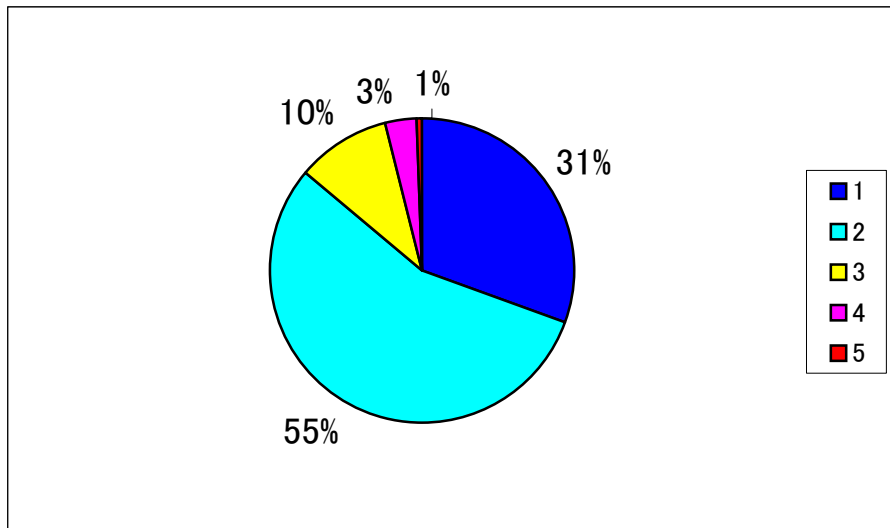
- 社会のルールを守り、一人一人の自己責任を自覚した上で、北教大生として明るく、楽しく、前向きに青春を謳歌してほしい。

特別講義アンケート集計結果

(Q1)この特別講義で話された具体的事例(京都大学の事件, 本学の事件)について, 知っていましたか?

1	2	3	4	5
334	603	109	36	7

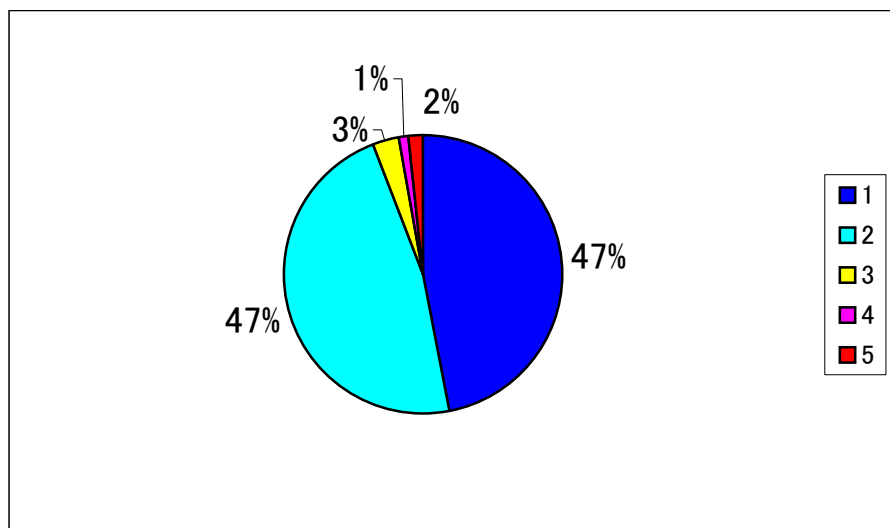
1. 概ね知っていた。 2. 一部知っていた。
3. ほとんど知らなかった。 4. 全く知らなかった。



(Q2)この特別講義で話された内容の意図, 目的が理解できましたか?

1	2	3	4	5
1851	1858	123	38	66

1. よくわかった。 2. まあわかった。
3. あまりわからない。 4. ほとんどわからない。



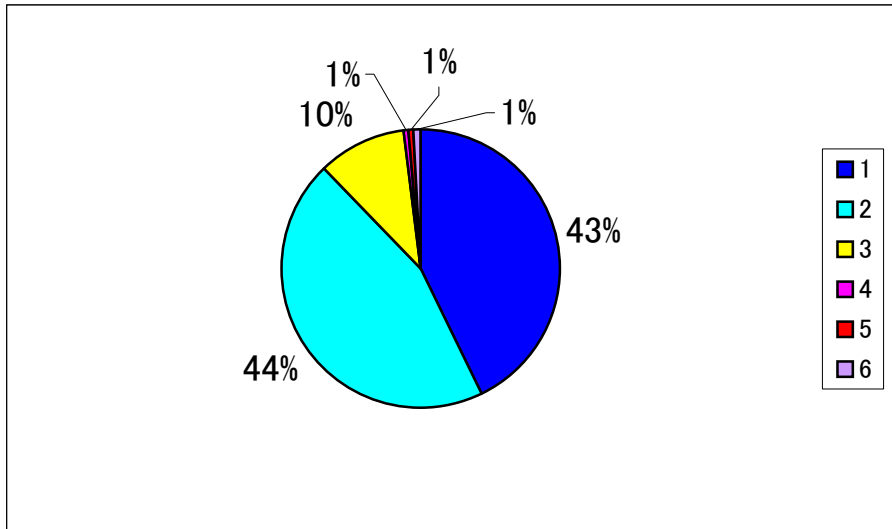
(Q3)他人の行為も含めて, あなたは普段, 法令遵守(コンプライアンス)を意識するこ

特別講義アンケート集計結果

とがありますか？（法律を守るべきであり、それに反すると罰せられる、という意識がありますか？）

1	2	3	4	5	6
1349	1427	321	16	25	22

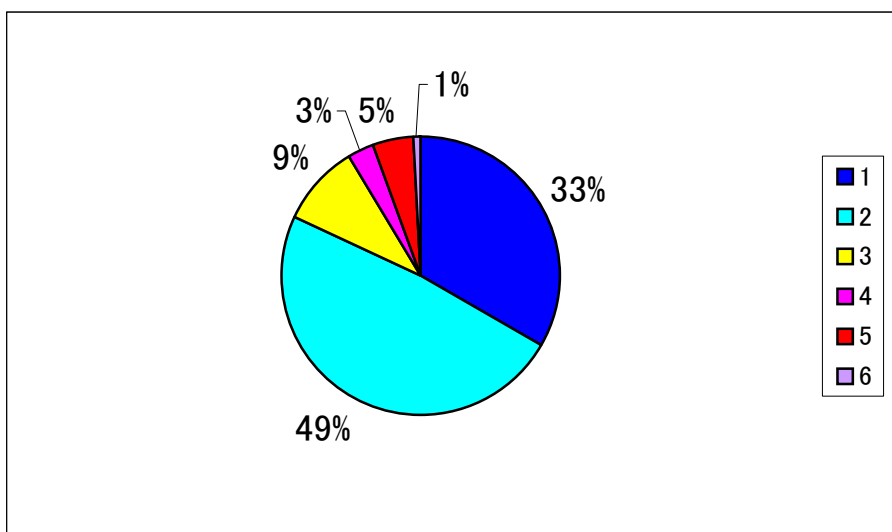
1. よく意識する。 2. まれに意識する。
3. あまりない。 4. まったくない。 5. わからない。



(Q4) 大学生の行動や判断力について社会的な意識が大学生らしくない、まるで高校生のようなという批判があります。これについて、あなたはどのように思いますか？

1	2	3	4	5	6
1056	1533	295	98	154	24

1. そう思う。 2. 少しそう思う。 3. そう思わない
4. 全く外れた批判である。 5. わからない。



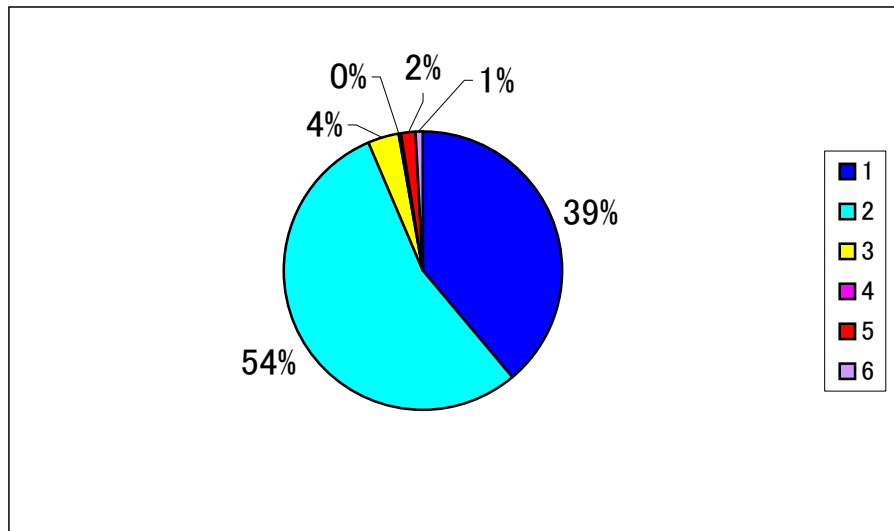
(Q5) 法律とまではいかなくとも社会的ルールを破ってしまった時、何かしらの罪悪感を

特別講義アンケート集計結果

意識することがありますか？

1	2	3	4	5	6
1231	1728	113	9	57	22

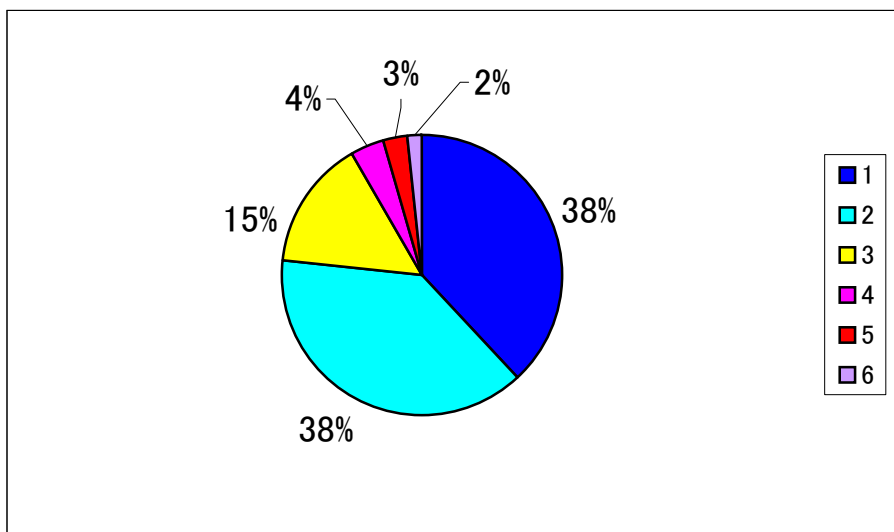
1. よく意識する。 2. たまに意識する。
 3. あまりない。 4. 全くない。 5. わからない。



(Q6)あなた自身にとっては、この特別講義で話された内容は意義あるように思えましたか？

1	2	3	4	5	6
1201	1218	480	121	87	53

1. 意義があった。 2. 少しそう思う。
 3. あまり思わない。 4. 全く意味ない。 5. わからない。
 6. わからない。



平成20年度人権・倫理・道德関連開講科目等

平成20年度 人権・倫理・道徳関連開講科目

札幌校

区分	授業科目名	単位数	標準履修年次	必修・選択の別	事件関与学生の科目履修状況			
					学生A	学生B	学生C	学生D
人権	日本国憲法	2	1	必修	○	○	○	○
	総合演習	2	1	必修	○	○	○	○
	アイヌ文化論	2	1~2	選択				
	人権	2	1~2	選択				
	社会科学教育概論	2	1~3	選択				
	読書と豊かな人間性	2	2~4	選択				
	国際人権・ジェンダー論	2	3	選択				○
	教育制度・社会教育演習II	2	3~4	選択				
	大学入門ゼミナール	2	1	必修	○	○	○	○
	情報機器の操作	2	1	必修	○	○	○	○
倫理	倫理学概論II	2	1~3	選択				
	環境倫理学	2	2~3	選択				
	高等学校公民科教育法II	2	2~3	選択				
	社会と公民III	2	2~3	選択				
	環境情報科学I	2	2~3	選択				
	倫理学演習I	2	2~3	選択				
	日本思想と東アジア世界	2	3	選択				○
	国際理解演習I	2	3	選択				○
	国際理解演習II	2	3	選択				○
	道徳の指導法	2	3	選択				○
道徳	道徳の指導法	2	1	必修	○	○	○	○
	知的障害学級経営法	2	1~2	選択				
	教育制度・社会教育演習I	2	2~3	選択				
	国際理解演習I	2	3	選択				○
	国際理解演習II	2	3	選択				○
	農作物概論	2	3	選択				○

備考 1. 区分は、シラバスに人権・倫理・道徳のキーワードを含む授業科目を分類している。
 2. *印は、人権・倫理・道徳を中心とした内容の授業科目で、シラバスを添付している。

旭川校

区分	授業科目名	単位数	標準履修年次	必修・選択の別	事件関与学生の科 目履修状況	
					学生E	学生F
人権	日本国憲法	2	2	必修	○	
	社会哲学演習 I	2	2~3	選択		
	教育史・教育哲学特講	2	2~3	選択		
	社会科学教材開発研究 II	2	2~4	選択		
	教育フィールド研究 IV	2	4	選択		
	社会調査論	2	1	選択		
	倫理学概論	2	1~2	選択		○
	社会調査法	2	2	選択		○
	総合演習	2	2	必修		
	現代と社会	2	2	選択		
倫理	倫理学演習 I	2	2~3	選択		
	倫理学演習 II	2	2~3	選択		
	教育史・教育哲学特講	2	2~3	選択		
	社会科学教材開発研究 II	2	2~4	選択		
	中学校社会科学教育法 III	2	3	選択		
	高等学校公民科教育法 I	2	4	選択		
	へき地教育指導論	2	2	選択		○
	育児学 I	2	2	選択		
	情報モラル教育論	2	2	選択		
	道徳の指導法	2	3	必修		
道徳	特別活動の指導法	2	3	選択		
	中学校保健体育科教育法 II	2	3	選択		
	教育制度・学校経営演習 I	2	3~4	選択		
	教育制度・学校経営演習 II	2	3~4	選択		

備考 1. 区分は、シラバスに人権・倫理・道徳のキーワードを含む授業科目を分類している。

2. * 印は、人権・倫理・道徳を中心した内容の授業科目で、シラバスを添付している。

釧路校

区分	授業科目名	単位数	標準履修年次	必修・選択の別
人権	日本国憲法	2	1	必修
	教育相談の理論と方法	2	1	必修
	総合演習	2	1	必修
	授業開発演習3	2	3	選択
倫理	現代の社会と思想	2	1~2	選択
	哲学・倫理学講読2	2	2	選択
	哲学概論	2	2~4	選択
	哲学・倫理学演習2	2	2~4	選択
	哲学史	2	2~4	選択
道徳	生徒指導・進路指導の理論と方法	2	1	必修
	教育相談の理論と方法	2	1	必修
	道徳の指導法	2	2	必修
	哲学概論	2	2~4	選択

備考 1. 区分は、シラバスに人権・倫理・道徳のキーワードを含む授業科目を分類している。

2. *印は、人権・倫理・道徳を中心した内容の授業科目で、シラバスを添付している。

函館校

区分	授業科目名	単位数	標準履修年次	必修・選択の別
人権	環境倫理学	2	1	選択
	社会参加実践論	2	1	選択
	社会福祉原論1	2	1	選択
	日本国憲法	2	1	必修
	共生社会論	2	2	選択
	ソーシャルワーク論1	2	1~2	選択
	ソーシャルワーク論2	2	1~2	選択
	ソーシャルワーク論3	2	1~2	選択
	国際協力政策	2	1~2	選択
	子どもの人権	2	1~2	選択
	社会福祉原論2	2	1~2	選択
	手話とコミュニケーション1	2	1~2	選択
	手話とコミュニケーション2	2	1~2	選択
	障害者福祉論1	2	1~2	選択
	障害者福祉論2	2	1~2	選択
	精神保健福祉論1	2	1~2	選択
	精神保健福祉論3	2	1~2	選択
	NGO比較研究論	2	2~3	選択
	アラブ・イスラムの文化・社会研究	2	2~3	選択
	医療福祉論	2	2~3	選択
	国際人権協力事業	2	2~3	選択
	国際文化・保健協力事業	2	2~3	選択
	倫理	環境倫理学	2	1
公共哲学		2	1	選択
社会調査論		2	1	選択
社会福祉原論1		2	1	選択
情報社会論		2	1	選択
情報機器の操作		2	1	選択
ソーシャルワーク論1		2	1~2	選択
ソーシャルワーク論2		2	1~2	選択
ソーシャルワーク論3		2	1~2	選択
社会福祉原論2		2	1~2	選択
生命倫理		2	1~2	選択
道徳の指導法		2	2	選択
介護概論		2	2~3	選択
社会福祉援助技術演習2		2	2~3	選択
社会福祉援助技術演習3		2	2~3	選択
社会福祉援助技術演習4		2	2~3	選択
家庭教育論		2	2~4	選択
社会福祉援助技術現場実習		2	2~4	選択
社会福祉援助技術現場実習指導1		2	2~4	選択
社会福祉援助技術現場実習指導2		2	2~4	選択
精神保健福祉援助実習		2	2~4	選択
発達心理学演習		2	2~4	選択
道徳		道徳の指導法	2	2
	教育学古典講読2	2	2~4	選択
	教職論	2	3	選択
	学校経営と学級経営	2	3~4	選択
	特別活動の指導法	2	3~4	選択

備考 1. 区分は、シラバスに人権・倫理・道徳のキーワードを含む授業科目を分類している。

2. *印は、人権・倫理・道徳を中心した内容の授業科目で、シラバスを添付している。

岩見沢校

区分	授業科目名	単位数	標準履修年次	必修・選択の別
人権	日本国憲法	2	1	必修
	アイヌ語・アイヌ文化論	2	1	選択
	芸術理論演習1	2	2~4	選択
	読書と豊かな人間性	2	2~4	選択
	芸術理論演習2	2	2~4	選択
	美術学1	2	3~4	選択
倫理	情報機器の操作	2	1	選択
	哲学入門	2	1	選択
道徳	学校経営と学級経営	2	2~4	選択
	道徳の指導法	2	2~4	選択
	特別活動の指導法	2	2~4	選択
	実験芸術特講2	2	2~4	選択

- 備考 1. 区分は、シラバスに人権・倫理・道徳のキーワードを含む授業科目を分類している。
 2. *印は、人権・倫理・道徳を中心した内容の授業科目で、シラバスを添付している。

新入生ガイダンス等での取組み

【札幌校】

①〈新入生対象〉新入生ガイダンスの実施

平成21年4月7日（火）

14:10～

ハラスメント防止及び人権相談に関する説明（人権委員会）

配付資料：STOP the ハラスメント

【旭川校】

①〈新入生対象〉カリキュラム等ガイダンスの実施

平成21年4月8日（水）

9:30～

学務グループ（学生担当）ガイダンス（パンフレット等の配付）

ごみ分別収集の仕方について（説明：旭川清掃事業所職員）

②〈新入生対象〉その他講演会等の実施

平成21年4月9日（木）

9:00～10:30

・「薬物乱用防止に関する講演会」（講師：旭川中央警察署職員）

・「飲酒と健康」のDVD

【全校】

①ハラスメント防止関係＜前年度参考＞

・平成20年2月8日（金）13:00～

ハラスメント防止のための講演会（TV会議）

・平成21年1月8日（木）14:00～

男女共同参画推進会議・人権委員会共催 ハラスメント防止に関する講演会（TV会議）

被害を受けている人を見かけたら

被害を受けた本人は「恥ずかしい」「トラブルメーカーのレッテルを貼られたくない」「仕返しが怖い」などの考えから、他の人への相談をためらう場合があります。

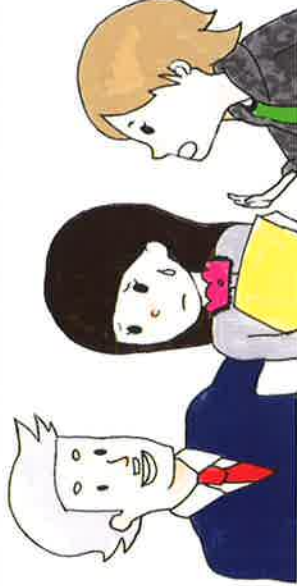
ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的問題として片付けてはいけません。被害を拡大させないためにも、気が付いた場合はこちらから積極的に協力するよう心がけましょう。

例えば・・・

被害を受けた本人が加害者へ直接注意したり、他の人に相談することは、相当の勇気と覚悟がいることです。

周りの友人・同僚が困っていたら、自分が手伝えることを率先して行うようにしましょう。

ハラスメントを見たり聞いたりしたときは、被害者に代わって注意するように心がけましょう。



57

どこに相談したらいいのでしょうか？

本学には、人権侵害に関する相談を受けるために、人権相談員がおります。人権相談員は、相談に適切に対応するための研修を受けていて、相談のあったことは、第三者に話したり、漏らしたりすることは絶対にありませんので、安心して相談してください。
きつとあなたの力になります。

人権相談員の氏名・連絡先等は、各校で掲示しているほか、本学HPでも公開しています。

本学のハラスメント防止に関するホームページアドレス

<http://www.hokkyodai.ac.jp/admin/harassment.html>

STOP! THE ハラスメント



明るく充実した キャンパスライフのために

ハラスメントを決して許しません!

人権委員会・相談員会議によりセクシュアル・ハラスメント・アカデミック・ハラスメント等の防止、解決に努めます。

↓こんなことがハラスメントになり、人権侵害につながります↓

- ・性的な冗談を言ったり、性的なことを話題にすること。
- ・「男のくせに」「女のくせに」等性別による差別意識に基づく発言をすること
- 5. コンパでのお酌やカラオケでのデュエットを強要すること
- ・女性というだけでお茶くみや掃除等を強要すること
- ・人前で卑猥な雑誌や新聞を読むこと
- ・性的な関係を強要すること
- ・正当な理由がないのに研究室への立ち入りを禁止すること
- ・「放任主義だ」と言って、研究指導やアドバイスをしないこと
- ・他人の目の行き届かない状況で個人指導を行うこと
- ・「食事に付き合えないと指導しないよ」といった発言をすること
- ・学生の進級・卒業・修了等を正当な理由なく認めないこと
- ・就職活動を禁止したり、就職や進学に必要な推薦書を書かないこと



Tappp!!



ハラスメントをしないようにするためには？

性に関する言動や、教育指導上の言動等に対する受け止め方には個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要になります。

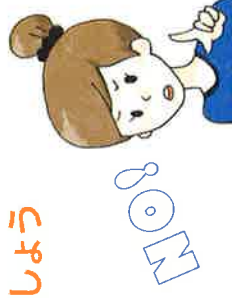
例えば・・・



親しさを表すつもりでの言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合がある。
加害者が指導教員、先輩、上司等の場合、被害者は拒否することが出来ない場合もありますが、それを同意・合意と勘違いしないこと。
この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。
相手と良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしないこと。

被害を受けたら・・・

勇気を出して、自分の気持ちをはっきり伝えましょう
まず、不快だという気持ちをその場ではっきり伝えることです。
相手に率直に伝えることが重要です。



自分を責める必要はありません

例え、相手に言えなかったからといって、自分を責めることはありません。ひとりで悩まず周囲の誰かに相談しましょう。

必ず記録をとっておきましょう

意思表示ができなかったり、できる状況になかったとしても、日時・場所・状況の記録をつけておきましょう。それが、あなたを救うことにつながります。



なによりも相談員に相談しましょう

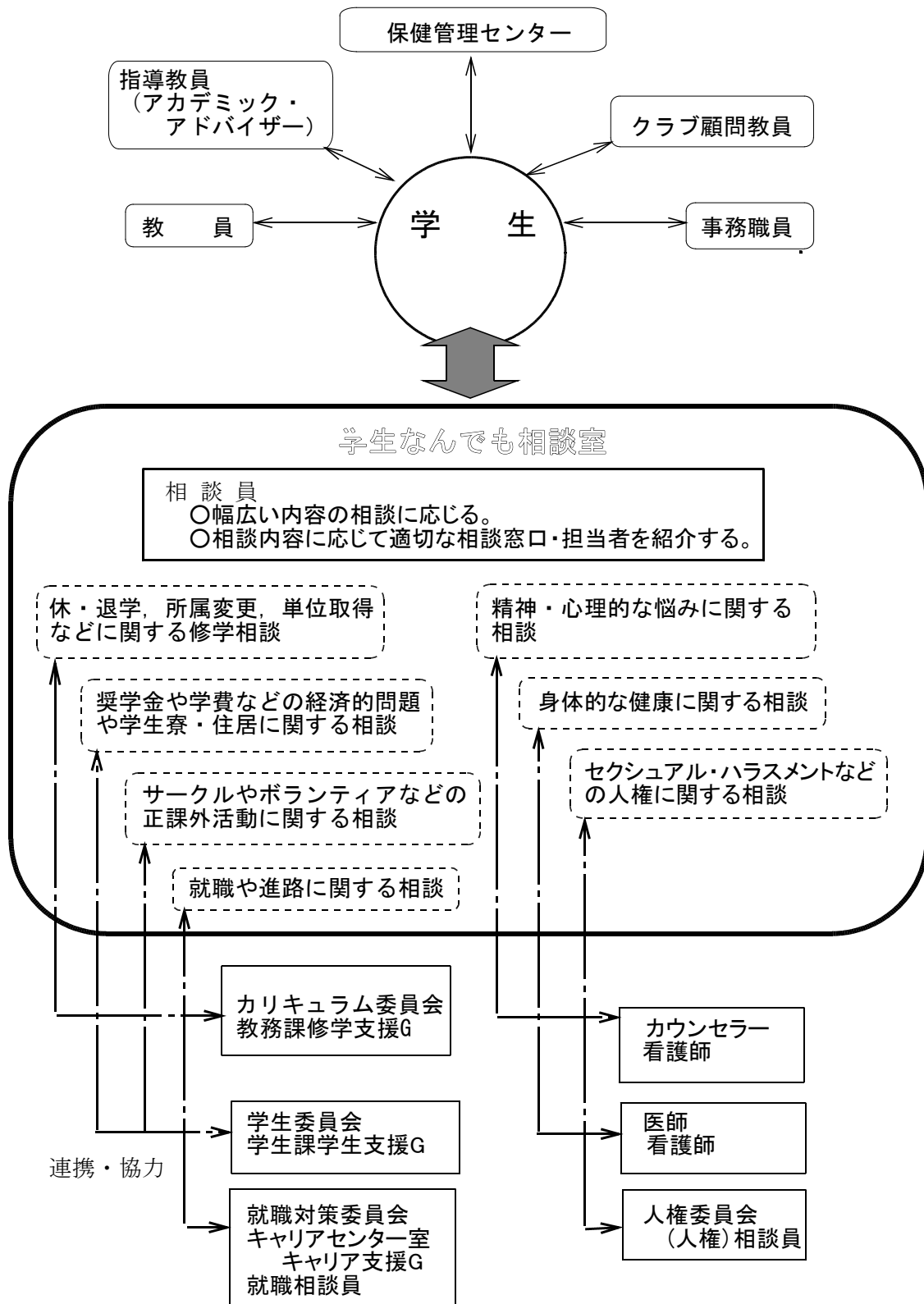
「具体的な解決策を教えてほしい」「誰かに相談したい」「情報等を得たい」「気になることがある」こんなことがあったら、悩まず相談してください。あなたのプライバシーは最大限守ります。



学 生 相 談 体 制 関 係

学生なんでも相談室とは

(札幌校)

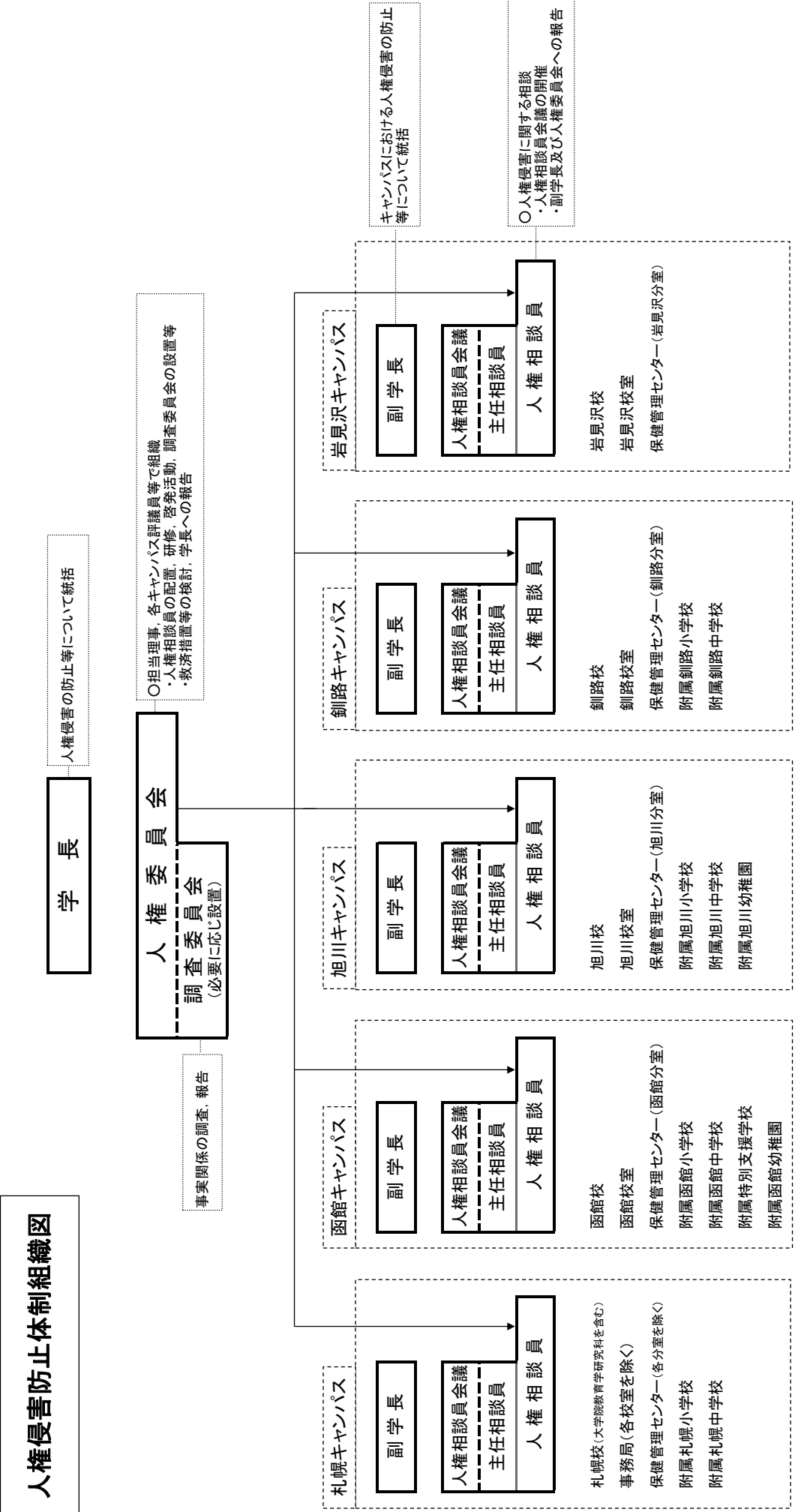


学生なんでも相談室の役割

- 学生のあらゆる相談に適切に対応 → [何でも相談窓口]
- 相談内容に応じて適切な相談窓口・担当者を紹介
- 学生の希望，意見等の聴取 など

「学生なんでも相談室」の利用状況

校名	年度	修学	進路	経済	生活	課外活動	対人関係	精神的相談	その他	計
札幌校	18	3								3
	19					1		5		6
	20									0
函館校	18	1			3	1				5
	19	3			2	1			2	8
	20	2	2		4	1	1			10
旭川校	18	3					1		1	5
	19	6					3		1	10
	20	6					3			9
釧路校	18	3	1					1		5
	19	7							4	11
	20	7	3			2		2		14
岩見沢校	18	18		3			4	1	5	31
	19	7	2	1					10	20
	20	5	3						2	10
合計	18	28	1	3	3	1	5	2	6	49
	19	23	2	1	2	2	3	5	17	55
	20	20	8	0	4	3	4	2	2	43



人権相談員への相談利用状況等

校名	年度	セクハラ	アカハラ	パワハラ	その他	計
札幌校	18	0	0	0	0	0
	19	0	0	0	0	0
	20	1	0	1	0	2
函館校	18	0	0	0	0	0
	19	0	1	0	0	1
	20	0	0	0	0	0
旭川校	18	0	0	0	0	0
	19	0	1	0	0	1
	20	0	1	0	0	1
釧路校	18	1	0	0	0	1
	19	1	0	0	1	2
	20	0	0	0	0	0
岩見沢校	18	0	0	0	0	0
	19	1	0	0	0	1
	20	1	0	0	2	3
合計	18	1	0	0	0	1
	19	2	2	0	1	5
	20	2	1	1	2	6

※1 釧路校の19年度の1(セクハラ)は、18年度からの継続分

※2 旭川校の20年度の1(アカハラ)は、19年度からの継続分

服務規律の確保について（教職員への通知）

平成21年10月1日

職員各位

国立大学法人北海道教育大学長

本間謙二

服務規律の確保について（通知）

このことについては、日頃からその確保に努めていただいているところですが、一方で非違行為が後を絶たず、今年も2件4名の懲戒解雇処分が行われる等、被害者及び社会に対して多大な迷惑をかけるとともに、本学及び本学学生・職員への信頼が損なわれている状況です。

言うまでもなく、本学は、北海道地域を担う教員・人材の養成を第一の使命とする国立大学法人であり、その使命を遂行するためには、社会や北海道地域の方々の信頼を損なうことは許されることではありません。

各位におかれては、このようなことが本学において二度と起こることのないよう、今一度、国立大学法人北海道教育大学の使命とその責任を再確認し、より一層の服務規律の確保に努められるようお願いいたします。

このたび、「倫理保持のための自己点検について」を作成しましたので、各自の日常の自己点検に活用してください。

なお、「過去10年における主な懲戒事案の概要」を参考までに添付いたします。

（担当 人事課職員支援グループ）

倫理保持のための自己点検について

次の項目を参考に、日常の行動を点検してください。

1. セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

(1) どのようなことが、セクハラに該当するか知っていますか。

※ 自信のない方は、本学のウェブサイトの「人権侵害防止指針」等により確認してください。

(<http://www.hokkyodai.ac.jp/pdf/jinkenboushishishin.pdf>)

(2) 回りでのセクハラと思われる行為を見聞きしているのに、知らないふりをしていませんか。

2. アカデミック・ハラスメント（アカハラ）

(1) どのようなことが、アカハラに該当するか知っていますか。

※ 自信のない方は、本学のウェブサイトの「人権侵害防止指針」等により確認してください。

(<http://www.hokkyodai.ac.jp/pdf/jinkenboushishishin.pdf>)

(2) 回りでのアカハラと思われる行為を見聞きしているのに、知らないふりをしていませんか。

3. パワー・ハラスメント（パワハラ）

(1) どのようなことが、パワハラに該当するか知っていますか。

(2) 回りでのパワハラと思われる行為を見聞きしているのに、知らないふりをしていませんか。

4. 交通法規の遵守

(1) 飲酒運転の防止について、深酒による朝の酒気帯び運転を含めて、十分注意していますか。

(2) 飲酒運転の禁止に違反して運転するおそれがある者に対し、飲酒をさせないように注意していますか。

(3) 交通法規を遵守し、事故防止に十分注意していますか。

※ 飲酒運転は、重大事故につながるものであり、絶対に許されない行為です。

5. 職員倫理規則に基づく倫理行動基準

(1) 利害関係者の定義を理解し、何をしてはいけないか知っていますか。

例えば、ある期間において、学生が利害関係者になることを知っていますか。

(2) いわゆる管理職手当を受給している職員は、法人その他の団体及び事業を行う個人から金品、物品等の利益供与又は接待を受けたとき（1件5千円を超える場合は、贈与等報告書により報告しなければならないことを知っていますか。

※ 利害関係者との間においては、健全かつ透明な関係を維持する必要があります。

6. 研究者の行動規範

「北海道教育大学における研究者の行動規範」に基づいた行動をとっていますか。

※ 「北海道教育大学における研究者の行動規範」については、本学のウェブサイトを確認してください。

(<http://www.hokkyodai.ac.jp/pdf/fusei/kodokihan.pdf>)

7. 勤務時間、兼業

(1) 休暇、出張、研修等の手続きを適正に行っていますか。例えば、休暇の届出をすべき日に届出を行わないで、後で、出勤簿のその出勤しなかった日に押印することはありませんか。特に、夏休み等の長期休業期間中に、国民の誤解を招くようなことはありませんか。

※ 勤務場所を離れて研修を行うときは、事前に、大学の承認が必要です。

(2) 兼業を行う際は、事前に許可を受けていますか。

8. 良識ある行動

公私を問わず、次に掲げることが常に意識し、法令を遵守するとともに、社会の良識に基づいて行動するよう努めていますか。

(1) 法律を守っていますか。

(2) 本学の規則を守っていますか。

(3) 社会良識や倫理に基づいて行動していますか。

(4) 常に北海道教育大学職員としての自覚を持って行動していますか。

学生の懲戒処分手続き関係

学生の懲戒に関する本学の規程

北海道教育大学学則

第8章 賞罰

(表彰)

第55条 略

(懲戒)

第56条 学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、学長は、別に定める手続等に基づき、当該学生を懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 停学期間が3月以上にわたるときは、その期間は修業年限に算入しない。ただし、在学期間は第14条第2項に定める期間（*通算して6年）を超えることはできない。

北海道教育大学学生の懲戒の手続に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、北海道教育大学学則（平成16年学則第1号）第56条及び北海道教育大学大学院規則（平成16年規則第12号）第39条の規定に基づき、学生の懲戒の手続に関し、必要な事項を定める。

(懲戒の種類及び内容)

第2条 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 訓告 注意を与え、将来を戒めること。

(2) 停学 有期又は無期とし、登校を停止すること。

(3) 退学 学生としての身分を喪失させること。

(事実関係の調査)

第3条 副学長又は教職大学院長（以下「副学長等」という）は、懲戒に該当すると思われる行為（以下「該当行為」という。）があったときは、学生の懲戒に関する委員会（以下「委員会」という。）に当該行為の事実を調査させるとともに、速やかに学長に報告するものとする。

2 委員会は、事実調査の結果を、副学長等に報告しなければならない。

第4条 該当行為が、異なる校（教職大学院を含む。以下同じ）に所属する複数の学生による場合の事実調査にあつては、相互の各校が連絡調整し行うものとする。

(学生の弁明)

第5条 委員会は、該当行為の事実調査に当たり、当該学生に対し、口頭又は文書による
・弁明の機会を与えなければならない。

2 弁明の機会を与えたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は弁明書の提出がな
かった場合には、弁明を放棄したものとみなす。

(謹慎)

第6条 副学長等は、その行為が第2条第2号又は第3号の懲戒に該当することが明白で
ある場合は、当該学生に対し、懲戒処分が決定するまでの間、謹慎を命ずることができ
る。

2 前項により謹慎を命じた場合で、懲戒処分が停学のときは、当該謹慎期間は停学期間に
通算するものとする。

(懲戒処分の申請)

第7条 副学長等は、第3条の調査結果に基づき、教授会(教職大学院にあっては教職大
学院教授会)の議を経て、学長に懲戒処分を上申する。

(懲戒処分の決定)

第8条 学長は、前条の規定による懲戒処分の上申により、その事実関係及び全学的な均
衡等を考慮し、懲戒処分を決定する。

2 学長は、懲戒処分を退学として決定しようとするときは、教育研究評議会の議を経な
ければならない。

3 学長は、懲戒処分を決定したときは、当該学生に対し、処分理由、処分内容(根拠規則、
処分の種類及び程度)及び処分発令日を記した懲戒処分通知書を交付するものとする。

(停学処分中の指導)

第9条 各校の委員会又は当該学生の担当指導教員は、停学処分中の当該学生に対し、定
期的な面談及び指導を行うものとする。

(停学処分中の学籍異動)

第10条 停学処分中の学生が休学を申し出た場合は、これを認めない。

(停学の解除)

第11条 学長は、停学処分を受けた学生が、改悟の情が顕著であって停学処分の解除が相
当であると認められるに至ったときは、当該停学処分を解除することができる。

2 停学処分解除の手続は、第7条並びに第8条第1項及び第3項を準用する。

(事務)

第12条 学生の懲戒に関する事務は、学務部学生課において行う。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

学生の懲戒の定義

懲戒

学校教育法
第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

学籍簿に記載しない

◎事実行為としての懲戒

- ・叱責
- ・戒め
- ・反省促し

学籍簿に記載する

◎法的効果を伴う懲戒

学校教育法施行規則

第二十六条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に必ず等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。

3 前項の退学は、公立の小学校、中学校、中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

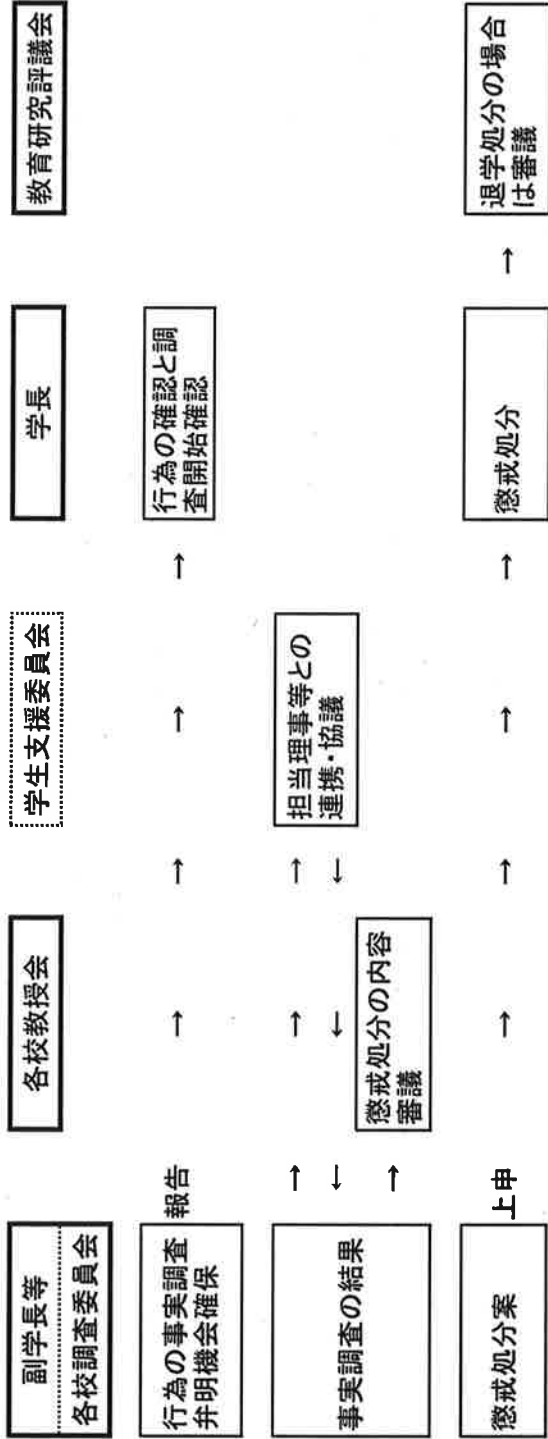
- 一 品行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者
- 4 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

退学・・・学生としての法的地位をはく奪し、営造物利用関係から廃除。（教育を受ける権利はく奪）
※教授会の議を経る（学校教育法施行規則第144条）。

停学・・・一定の期間学校の登校を停止（教育を受ける権利を一定期間停止）

訓告・・・非違を戒め注意
※法的地位には影響しないが、事実行為としての懲戒とは区別。

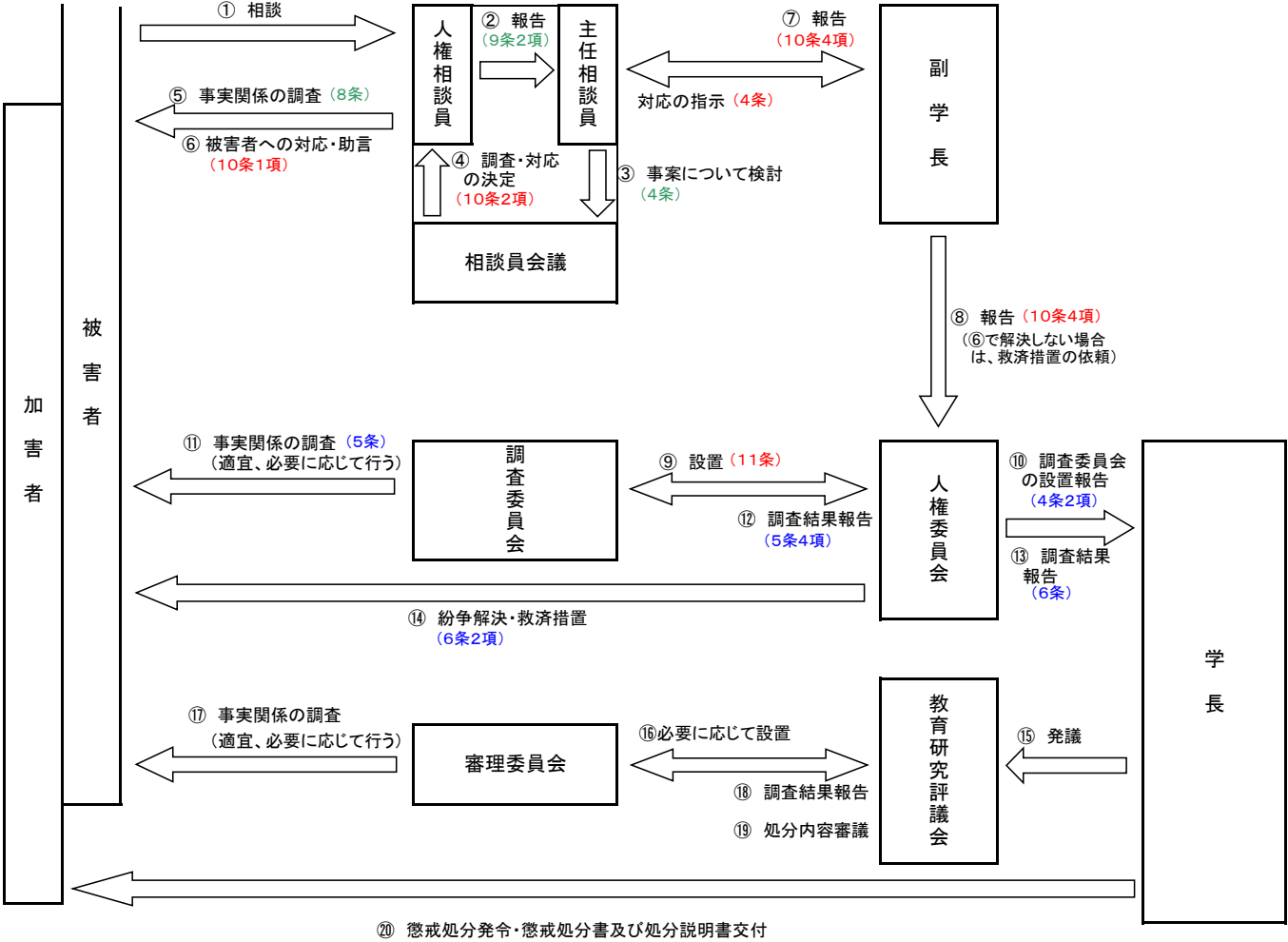
北海道教育大学学生の懲戒手続の流れ図



人権侵害事案発生時の手続の流れ（概要）

人権侵害事案発生時の手続の流れ（概要）

※ 一般的に想定される手続の流れを示したもの
 凡例： 赤色：人権侵害の防止等に関する規則
 青色：人権委員会に関する要項
 緑色：人権相談員等に関する要項



北海道教育大学教育実習特例措置取扱要項

北海道教育大学教育実習特例措置取扱要項

制 定 平成 20 年 5 月 29 日

第 1 北海道教育大学教育課程編成基準（平成 17 年規則第 15 号）第 6 条又は北海道教育大学教育課程編成基準（平成 16 年規則第 27 号）第 3 条から第 9 条の規定にかかわらず、教員養成課程（学校教育教員養成課程及び養護教諭養成課程を含む。）に在学する者のうち、やむを得ない理由から教育実習に係る単位が未修得であることに起因し、卒業に必要な単位数を満たすことのできない者は、大学が指定する科目（以下「代替科目」という。）の履修をもって、卒業に必要な単位数を満たしたものと取り扱うことができるものとする。

第 2 第 1 の措置（以下「特例措置」という。）の適用が認められた者（以下「特例措置適用者」という。）は、卒業時において、特例措置の対象となった教育実習に係る教育職員免許状を取得することはできない。

第 3 特例措置の適用を希望する者は、各学期の末日までに、教育実習特例措置申請書（別記様式）を、所属する校の副学長に提出しなければならない。

第 4 副学長は、第 3 の申請に対し、教育実習特例措置適用検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し特例措置適用の可否に係る審議を付託する。

2 検討委員会は、特例措置適用の可否を決定し、副学長及び修学指導に関する委員会（以下「カリキュラム委員会」という。）に報告するものとする。

第 5 検討委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 教育研究委員会委員（評議員である者に限る）
- (2) カリキュラム委員会の委員長
- (3) 教育実習に関する委員会の委員長
- (4) 保健管理センターの専任教員 1 人

2 検討委員会に委員長を置き、前項第 1 号に規定する委員をもって充てる。

3 検討委員会は、当該学生、連帯保証人、指導教員（アカデミック・アドバイザー）その他委員長が必要と認める者から、意見を聴くことができる。

第 6 カリキュラム委員会は、特例措置適用者に係る代替科目を審議し、決定する。

2 カリキュラム委員会は、特例措置適用者の氏名及び代替科目について、教授会に報告する。

第 7 副学長は、当該特例措置の申請のあった者に対し、特例措置適用の可否及び代替科目について、通知を行う。

第 8 特例措置適用者は、代替科目の中から希望する科目を履修し、特例措置の対象となった教育実習に係る単位数を修得しなければならない。

第 9 この要項に定めるもののほか、特例措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 20 年 5 月 29 日から施行する。

教 育 実 習 特 例 措 置 申 請 書

平成 年 月 日

北海道教育大学副学長（ 校担当） 殿

_____課程_____専攻_____年次

ふりがな

学籍番号_____氏名（自署）_____

本人住所 〒

連帯保証人住所 〒

氏名（自署）_____

下記の理由により、教育実習特例措置の適用を受けたいので御承認くださるようお願いいたします。
また、この教育実習特例措置の適用を受けることにより、卒業時に特例措置の対象となった教育実習に係る教育職員免許状を取得できなくなることを了承します。

記

1 申請理由

2 教育実習特例措置の適用を希望する科目名及び単位数

3 指導教員の副申

指導教員氏名（自署）_____

北海道教育大学教育実習特例措置の適用対象となる「やむを得ない理由」
についての指針

平成20年5月29日
教育研究委員会

「やむを得ない理由」とは教育実習に耐えない種々の理由を指し、一義的に規定することは困難である。したがって、それぞれのケースについて慎重に検討し判断されるべきであるが、主に次のような場合が想定される。

- ・ 心身の病気・障害・不調等によって教育実習が困難である場合
- ・ 教育実習中に心身の不調等によって中止に至り、さらに次年度以降の教育実習が困難であると見込まれる場合
- ・ 教育実習の成績が不可と評価された場合
- ・ その他、教育フィールド科目や基礎実習等の中で教員としての適性に欠けることが明らかになった場合

北海道教育大学教育実習特例措置の適用対象となる「やむを得ない理由」
についての指針

平成20年5月29日
教育研究委員会

「やむを得ない理由」とは教育実習に耐えない種々の理由を指し、一義的に規定することは困難である。したがって、それぞれのケースについて慎重に検討し判断されるべきであるが、主に次のような場合が想定される。

- ・ 心身の病気・障害・不調等によって教育実習が困難である場合
- ・ 教育実習中に心身の不調等によって中止に至り、さらに次年度以降の教育実習が困難であると見込まれる場合
- ・ 教育実習の成績が不可と評価された場合
- ・ その他、教育フィールド科目や基礎実習等の中で教員としての適性に欠けることが明らかになった場合

平成21年度実施学生生活実態調査から

平成21年度実施学生生活実態調査から

アンケート調査

対象学生数：5,324名

アンケート回答者数：2,312名

回答率：43.4%

○健康について

・悩みや不安があるか

ある 1,499名 (64.8%)

ない 813名 (35.2%)

・悩みの内容

1 就職、進路 515名

2 勉学、研究 344名

3 性格、能力 139名

4 交友関係 130名

5 経済問題 92名

・悩みの解決

1 友人、知人 757名

2 家族 207名

3 教員 27名

保健センター 6名

学内の相談室 3名

・「なんでも相談室」の認知度

知っている 1,673名 (72.4%)

知らない 639名 (27.6%)

・「なんでも相談室」の体制

十分である 1,015名 (43.9%)

不十分である 995名 (43%)

・不十分の理由

1 相談方法がわからない 624名

2 プライバシーが心配 148名

3 相談時間が限定される 106名

学生生活実態調査(平成21年度実施)から

健康について(悩み、相談を含む)

Q. あなたの現在の健康状況はどの程度ですか。

回答項目	全学	全学%	札幌校	函館校	旭川校	釧路校	岩見沢校
1:心身ともに健康	1707	73.8%	288	268	735	189	227
2:身体的に不調	214	9.3%	42	40	72	30	30
3:精神的に不調	288	12.5%	39	67	90	48	44
4:心身ともに不調	103	4.5%	24	17	38	7	17

Q. あなたの1日の平均睡眠時間は、どのくらいですか。

回答項目	全学	全学%	札幌校	函館校	旭川校	釧路校	岩見沢校
1:5時間未満	244	10.6%	49	36	92	28	39
2:5～6時間未満	835	36.1%	158	114	350	97	116
3:6～7時間未満	842	36.4%	148	150	335	104	105
4:7～8時間未満	312	13.5%	29	73	130	32	48
5:8時間以上	79	3.4%	9	19	28	13	10

Q. 入学してから病気になった事がある方は、何が病気の主な原因と考えますか。(怪我は含めません。)

【入学してから通院するような病気になっていない人は1を選択せず〔複数回答可〕】

回答項目	全学	全学%	札幌校	函館校	旭川校	釧路校	岩見沢校
1:健康である	1556	67.3%	270	266	633	166	221
2:不規則な睡眠時	307	13.3%	49	46	122	45	45
3:喫煙や飲酒	33	1.4%	3	5	13	6	6
4:心身の疲れ	445	19.2%	80	71	172	68	54
5:過剰なアルバイト	86	3.7%	22	13	33	9	9
6:人間関係(異性を含む)	164	7.1%	24	28	67	22	23
7:不規則な食事	180	7.8%	28	33	72	25	22
8:不明	73	3.2%	7	12	32	9	13
9:その他	54	2.3%	12	8	24	4	6

Q. あなたは、現在、悩みや不安がありますか。

回答項目	全学	全学%	札幌校	函館校	旭川校	釧路校	岩見沢校
1:ある	1499	64.8%	282	293	530	185	209
2:ない	813	35.2%	111	99	405	89	109

Q. 【前のQで「ない」と答えた人は01を選択すること】

あなたの悩みや不安の主なものは何ですか。〔順位を付けて2つまで〕

回答項目	1番目							2番目						
	全学	全学%	札幌校	函館校	旭川校	釧路校	岩見沢校	全学	全学%	札幌校	函館校	旭川校	釧路校	岩見沢校
1:悩みや不安はない	816	35.3%	110	101	405	90	110	840	36.3%	114	106	415	93	112
2:勉学・研究	344	14.9%	60	80	122	47	35	304	13.1%	55	54	111	36	48
3:クラブ・サークル活動	80	3.5%	20	9	28	14	9	91	3.9%	25	15	33	11	7
4:交友関係	130	5.6%	19	16	57	21	17	126	5.4%	19	38	49	12	8
5:健康上の問題	53	2.3%	13	10	20	6	4	66	2.9%	15	15	16	7	13
6:異性問題	80	3.5%	21	7	36	8	8	93	4.0%	22	17	35	11	8
7:家族関係	29	1.3%	6	4	12	2	5	32	1.4%	9	5	8	5	5
8:就職・進路問題	515	22.3%	89	116	164	55	91	321	13.9%	64	69	106	42	40
9:自分の性格や能力	139	6.0%	30	28	41	17	23	267	11.5%	42	44	90	39	52
10:経済・金銭問題	92	4.0%	18	17	34	12	11	138	6.0%	23	25	57	14	19
11:性・いじめ関係	3	0.1%	0	0	2	0	1	4	0.2%	0	1	2	0	1
12:その他	31	1.3%	7	4	14	2	4	30	1.3%	5	3	13	4	5

Q. 【前々のQで「ない」と答えた人は1を選択すること】

悩みや不安は、どのような方法で解消していますか〔順位を付けて2つまで〕

回答項目	1番目							2番目						
	全学	全学%	札幌校	函館校	旭川校	釧路校	岩見沢校	全学	全学%	札幌校	函館校	旭川校	釧路校	岩見沢校
1:悩みや不安はない	818	35.4%	110	104	401	91	112	822	35.6%	112	102	404	92	112
2:友人・知人・先輩	757	32.7%	141	143	286	108	79	386	16.7%	78	73	128	45	62
3:教員に相談	27	1.2%	2	8	10	4	3	89	3.8%	9	19	31	13	17
4:家族・親戚に相談	207	9.0%	37	42	69	19	40	350	15.1%	68	68	134	43	37
5:学内の相談室	3	0.1%	1	0	0	0	2	8	0.3%	3	2	2	0	1
6:学外の相談室	3	0.1%	1	0	0	2	0	1	0.0%	1	0	0	0	0
7:保健管理センター	6	0.3%	0	0	4	0	2	10	0.4%	3	1	2	1	3
8:病院	14	0.6%	3	4	5	2	0	18	0.8%	2	3	8	2	3
9:スポーツや娯楽	314	13.6%	66	63	107	36	42	396	17.1%	73	81	145	53	44
10:旅行	18	0.8%	6	2	4	3	3	62	2.7%	6	12	27	9	8
11:その他	145	6.3%	26	26	49	9	35	170	7.4%	38	31	54	16	31

学生生活実態調査(平成21年度実施)から

健康について(悩み、相談を含む)

Q. 学生の様々な相談に対応するための相談窓口として、「なんでも相談室」があることを知っていますか。

回答項目	全学	全学%	札幌校	函館校	旭川校	釧路校	岩見沢校
1:知っている	1673	72.4%	218	208	704	261	282
2:知らない	639	27.6%	175	184	231	13	36

Q. 「なんでも相談室」など、学生の相談に対する体制は十分と思いますか。

回答項目	全学	全学%	札幌校	函館校	旭川校	釧路校	岩見沢校
1:思う	1015	43.9%	147	120	468	150	130
2:思わない	995	43.0%	195	207	355	96	142
3:その他	302	13.1%	51	65	112	28	46

Q. 【前Qで「思わない」以外を選択した人は1を選択すること】
相談体制が十分と思わない理由は何ですか。

回答項目	全学	全学%	札幌校	函館校	旭川校	釧路校	岩見沢校
1:前Qで1又は3を選択した	1329	57.5%	198	191	586	176	178
2:相談の仕方がよくわからない	624	27.0%	137	147	215	51	74
3:開室時間が決まっており、相談時間が限られる	106	4.6%	16	12	39	18	21
4:プライバシーが守られるか不安で	148	6.4%	20	29	54	20	25
5:その他	105	4.5%	22	13	41	9	20





Q. 【前Qで「相談の仕方がよくわからない」以外を選択した人は1を選択すること】
相談の方法として何を望みますか。 (現行の方法も含まれていまゝ[順位を付けて2つまで])

回答項目	1番目							2番目						
	全学	全学%	札幌校	函館校	旭川校	釧路校	岩見沢校	全学	全学%	札幌校	函館校	旭川校	釧路校	岩見沢校
1:前Qで2以外を選択した	1494	64.6%	225	216	644	187	222	1493	64.6%	224	216	646	186	221
2:メールや電話による相談日時の予約	313	13.5%	69	64	106	35	39	277	12.0%	60	58	101	29	29
3:電話による相談	100	4.3%	16	21	40	8	15	208	9.0%	38	39	86	19	26
4:郵送による相談	31	1.3%	6	7	10	6	2	79	3.4%	13	14	32	9	11
5:相談員の在室時を掲示して予約なしで直接訪問	332	14.4%	70	78	118	35	31	193	8.3%	48	51	50	25	19
6:その他	42	1.8%	7	6	17	3	9	62	2.7%	10	14	20	6	12

地域貢献活動を行っている
大学生ボランティアへの支援

地域貢献活動を行っている大学生ボランティアへの支援

平成21年12月18日
道警察本部生活安全企画課

項 目	概 要
1 概 要	<p>北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議が、大学生のボランティア活動に必要なノウハウ・情報の提供や大学相互の連携等について、関係機関とともに支援することにより、その活動の拡大と促進を図るもの。</p>
2 主なボランティア活動	<p>(1) 高齢者宅の除雪（東海大学、北海道工業大学等） 独居高齢者宅等の除雪作業を実施</p> <p>(2) 防犯パトロール活動（札幌学院大学、北翔大学等） 町内会と連携した合同防犯パトロールを実施</p> <p>(3) 大学周辺の環境美化活動（北海学園大学、札幌大学等） 老人クラブや小学生とゴミ拾い等清掃活動を実施</p> <div style="text-align: right;">  <p>【福祉除雪】</p> </div>
3 支援の経緯等	<p>(1) 推進会議における支援の経緯 道内においては、大学生が地域住民と連携した様々なボランティア活動を行っており、これらの活動は、推進会議が提唱する「安全・安心どさんこ運動」の目的と同じくすることから、下記事項に関する支援【連絡会議】を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学生が参加できるボランティア活動の情報提供 ・道のホームページに「大学生ボランティアサイト」を開設 ・推進会議や道民集会等で活動発表の機会を提供 ・その他、ボランティア活動に必要な支援 <p>(2) 大学生ボランティア連絡会議の開催（10月5日） 10大学によるネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 25%;">・札幌学院大学 <li style="width: 25%;">・札幌大学 <li style="width: 25%;">・東海大学 <li style="width: 25%;">・藤女子大学 <li style="width: 25%;">・北翔大学 <li style="width: 25%;">・北海学園大学 <li style="width: 25%;">・北海道教育大学 <li style="width: 25%;">・北海道工業大学 <li style="width: 25%;">・北海道大学 <li style="width: 25%;">・北海道武蔵女子短期大学 <p>※ 定期的に連絡会議を開催するなど、相互の連携、情報交換を行う。</p> <div style="text-align: right;">  <p>【連絡会議】</p> </div>
4 道警察の支援	<p>(1) 大学生サポーターJumpers（ジャンパーズ）の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに活動メニューを掲載 ・札幌大学生等が高校生や少年補導員と大通公園の清掃活動（10月15日） ・教育大学生等が少年補導員研修会に参加し少年ボランティア活動の裾野拡大、異世代間交流（10月16日） ・北海道大学生等が少年補導員と万引防止街頭啓発活動（11月14日） <div style="text-align: right;">  <p>【清掃活動】</p> </div> <p>(2) 防犯ボランティアリーダー養成講座 北海学園大学生等が防犯ボランティアリーダーの心構えなどを習得（10月31日）</p> <div style="text-align: right;">  <p>【養成講座】</p> </div> <p>(3) 犯罪被害者週間における街頭啓発 北翔大学生が北海道被害者相談室等と街頭キャンペーンを実施予定（11月25日）</p>